決算特別委員会会議録

開会時間　午前１０時０２分
閉会時間　午後　３時１０分

日時　　　　　令和元年１１月８日（金）

場所　　　　　委員会室棟大会議室

委員出席者　　委 員 長　　鈴木　幹夫
　　　　　　　副委員長　　山田　七穂
　　　　　　　委　　員　　望月　　勝　　河西　敏郎　　久保田 松幸　　杉山　　肇
　　　　　　　　　　　　　猪股　尚彦　　宮本　秀憲　　流石　恭史　　大久保 俊雄
　　　　　　　　　　　　　杉原　清仁　　臼井　友基　　古屋　雅夫　　小越　智子
　　　　　　　　　　　　　望月　利樹

委員欠席者　　　なし

説明のため出席した者
農政部長　坂内　啓二　　農政部理事　土屋　重文
農政部次長　上野　睦　　農政部次長（農政総務課長事務取扱）　大久保　雅直
農政部技監　依田　健人　　農政部技監　清水　一也
農政部副参事（耕地課換地管理員事務取扱）　福嶋　一郎　　農村振興課長　上野　公紀
果樹・６次産業振興課長　中込　正人　　販売・輸出支援室長　齊藤　武彦
畜産課長　渡邉　聡尚　　花き農水産課長　斉藤　修　　農業技術課長　中村　毅
担い手・農地対策室長　千野　浩二　　耕地課長　山田　英樹

県土整備部長　丹澤　彦一　　県土整備部理事　大儀　健一
県土整備部理事　雨宮　一彦　　県土整備部技監　清水　敬一郎
県土整備部技監　鶴田　仁　　総括技術審査監　渡井　攻
県土整備総務課長　入倉　博文　　景観づくり推進室長　深澤　修一
建設業対策室長　小俣　謙　　用地課長　風間　浩
技術管理課長　有泉　修　　道路整備課長　飯野　照久
高速道路推進課長　秋山　久　　道路管理課長　山本　修
治水課長　清水　宏　　砂防課長　越智　英人　　都市計画課長　若尾　洋一
下水道室長　岸川　浩　　建築住宅課長　村松　恵
住宅対策室長　大澤　光彦　　営繕課長　久保寺　淳

公営企業管理者　佐野　宏　　企業局長　市川　美季
企業局理事　末木　憲生　　企業局技監　平井　一仁
企業局総務課長　小林　桂　　企業局電気課長　高野　武

エネルギー局長　市川　美季
エネルギー政策推進監　末木　憲生
エネルギー政策課長　砂田　英司

産業労働部長　中澤　和樹　　産業労働部次長　小林　厚
産業労働部次長　杉田　真一
産業労働部次長（産業政策課長事務取扱）　上野　良人
商業振興金融課長　古澤　善彦　　新事業・経営革新支援課長　有泉　清貴
地域産業振興課長　古屋　万恵　　企業立地・支援課長　雨宮　俊彦
労政雇用課長　山岸　ゆり　　産業人材育成課長　小林　靖

会計管理者　岡　雄二　　出納局次長（会計課長事務取扱）　平塚　幸美
管理課長　小林　司　　工事検査課長　樋口　有恒

警察本部長　原　幸太郎
警務部長　大泉　雅昭　　刑事部長　市川　和彦　　警備部長　窪田　圭一
交通部長　切刀　康友　　生活安全部長　荒居　敏也　　首席監察官　岩柳　治人
理事　若月　誠　　警察学校長　加々美　誠　　総務室長　比留間　一弥
警務部参事官　天野　英知　　警務部次長　吉田　一成
生活安全部参事官　宮川　俊樹　　刑事部参事官　瀬戸　良広
交通部参事官　加々見　政治　　警備部参事官　小林　信一
会計課長　大森　仲

議題　　認第１号　　平成３０年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
　　　　認第２号　　平成３０年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要　　審査の順序は審査日程表に従い、農政部及び県土整備部関係、企業局関係、エネルギー局、産業労働部、出納局及び警察本部関係の順に行うこととし、認第１号議案について、午前１０時０２分から午前１２時まで農政部及び県土整備部関係、午後１時４０分から午後３時０３分までエネルギー局、産業労働部、出納局及び警察本部関係、認第２号議案について、午後１時１１分から午後１時３１分まで企業局関係の総括審査を行った。

質　疑　　　農政部、県土整備部関係

（就農定着支援について）

猪股委員　　主要施策成果説明書の４７ページの上から２番目、就農定着支援制度の充実について伺います。
　先に、今回の台風１５号と１９号の被害に遭われた農家、農機具や農地が使えなくなり、農業をここでやめるという話が報道されておりますから、今回の質問に当たりましては、新規就農者を確保していかなければならないという大きな問題ですから、その辺を踏まえて質問させていただきます。
　この農業に関しては、後継者不足という大きな問題がありまして、特に今回の災害にあっては、意欲を失うということで、この新規就農者に期待するところには大きなものがあるんではないかなと思い、質問に入らせていただきます。
　まず、施策・事業の概要及び成果の欄に、就農意欲の喚起と就農定着を図るため、農業次世代人材投資資金を活用とありますが、その内訳と内容について伺います。

千野担い手・農地対策室長　農業次世代人材投資資金の決算額の内訳につきましては、準備型が

２，１２５万円、経営開始型は１億８，３９５万８，０００円、合計２億５２０万８，０００円となっております。また、事業の内容につきましては、準備型は就農前の研修期間中の最長２年間、また経営開始型は、経営が不安定な就農直後の最長５年間の所得を確保するため、年間最大１５０万円を資金として交付するものであります。

猪股委員　次に、施策・事業の概要及び成果の欄に、親元就農した農家子弟の農業用機械等の整備支援が１７人とあります。この１７人に対しての支援の内容について伺います。

千野担い手・農地対策室長　親元に就農いたしました農家子弟が、規模拡大に必要な農業機械等をリース方式で導入する際に経費の一部について補助するものでございまして、７４８万円を助成いたしました。農家子弟が整備した農業用機械につきましては、スピードスプレーヤー、トラクター、乗用草刈り機、昇降機、運搬車、ハウスの換気装置、柿の皮むき機などであります。

猪股委員　１０月２９日に常任委員会の県内調査をしてきました。そこで、私の地元の敷島地区、黒富士農場さんと小林牧場さんを調査させていただいた中で、その調査の依頼に伺ったときに経営者の両親から話を聞いた中ですけど、農業を継ぐのには、やむなく継ぐ人がありますけど、今の農業のあり方ということを考えると、やはり農業一本で生計を立てていかなければ農業は成り立たないということで、農業のあり方は完璧に考え方を変えていかなければならないものだと。

そこで、その方の言われることは、新規就農者といえば、やはり意欲が違うんではないかなという解釈をします。親の仕事を継ぐということも大事ですけど、やはりやる気を持って農業に携わる面々をふやしていかなければ今後の農業は成り立っていかないんではないかなという解釈です。そこで、この国の中でも考えられるのは、食料自給率の確保にもつながるものではないかなと将来的には思いますし、この辺が大変心配されるところであります。

そこで最後に、本県農業にとって担い手の確保・育成を図ることは重要と考えますが、今後、県ではどのようにして新規就農者の確保を進めていくのか。その辺について伺います。

千野担い手・農地対策室長　今後の担い手確保・育成につきましては、農家子弟や農外から新たに本県で農業を目指す人を対象といたしまして、就農相談から地域に定着するまで段階的にさまざまな支援を行うことによりまして、本県農業を支える担い手の確保・育成に取り組んでいきたいと考えております。

猪股委員　先ほど言った調査先で、この資料をいただきました。八ヶ岳中央農業実践大学校、これは学校の案内ですけどね。若手で農業に携わる意欲のある方が、今、この学校に行って、単なる後継ぎではなくて、先ほども言いましたけど、農業のあり方を、この若手の皆さんが真剣に考えているということを考えると、農業は十分山梨県の産業の一つになるものだと思いますから、ぜひとも今後も力を入れていっていただきたい。

以上で私の質問を終わります。

（住宅・建築物の耐震化の促進について）

宮本委員　主要施策成果説明書の１１９ページの住宅・建築物の耐震化の促進についてお伺いいたします。

今まさに課題として、さまざまな公共建築物、公共投資の老朽化、メンテナンスといった課題が叫ばれておりますが、ちょうど７年前の２０１２年１２月２日ですか、この山梨県の笹子トンネルの崩落板事故がありました。私もたまたま知人が、事故に巻き込まれたわけではないんですが、まさに目の前で通行どめというか崩落した現場を見まして、そういったことから非常にこの問題というのが県のみならず日本全国に、いわゆるコンクリートや建築物であったり、さまざまなトンネル・橋梁・道路といったものが永遠でないといったことを我々に突きつけた大きな一つのターニングポイントというか転換点であると私も認識しております。コンクリートの寿命は４０年なのか、５０年なのか、いろいろ議論はありますが、こういった公共投資というものに対して、メンテナンスが今後かかっていくだろうということであります。

昨年の６月議会で、私は、まさにこの公共投資に関する老朽化に関する質問を一般質問で行わせていただきました。その際に、１つは平成２７年に県が、今後は、これは道路・橋梁というものではないですが、公共投資に関しても抑制していくという方針を上げられた。それも鑑みて、昨年６月議会で私が申し上げたのは、２０１７年末に既に全国で約２３％、つくってから５０年近くたっている橋梁・道路、そしてトンネルがあると。それが２０３３年になると６割を超えていくと。こういった課題に対してどのように対応していくのか、そういった質問をさせていただいて、それに対して執行部としての回答というのが、耐震化、いわゆるメンテナンスであるということは回答でいただいたことを記憶しております。

今まさに知事もおっしゃっているように、時代の変化に対応するというのは何かというと、高度経済成長時代後の、いわゆるバブルも含めた、日本が右肩上がりで、人口もふえ続けて、そして公共投資もどんどん打てる時代、これがある意味当たり前の時代に我々は生きてきたと。そういった中で当たり前に公共支出をし、そしてさまざまな投資をしてきた。ところが、それが御承知のように今、私ちょうど１９７８年、昭和５３年に生まれましたが、私の同級生は１８０万人おります。私よりも４つ前の年というのは２００万人生まれたんですね。ところが、御承知かもしれませんが、昨年、一昨年と１００万人を切って、そして恐らくこの２０１９年というのは９０万人を切ってしまうのではないか。９０万人を切った人たちが２０代、３０代になったとき、どれだけの子供が生まれていくのか。少子化というのはまさに加速化していく。そういった中で、この公共投資というもの、これまでどおり当たり前に投資をしていくということが非常に難しいのではないか。だからこそ、やっぱりメンテナンスが必要になっていくのではないか。このようなことを私も考えております。

この１１９ページに戻りますが、平成３０年度の住宅ですね。公共投資でありませんが、住宅の耐震化率８６．８％となっていますが、この目標達成に向けて具体的にどのような取り組みを行っていくのか、まず初めに伺います。

村松建築住宅課長　住宅の耐震化の取り組みについてでございますが、目標としております令和２年度の耐震化率９０％に向けまして、市町村や関係団体と連携し、戸別訪問や地域での防災出張講座を実施するなど、周知に努めております。また、補助制度につきまして、東海地震で震度６強以上となる市町村にある世帯、高齢者世帯などに、一時的に補助限度額を引き上げる支援を実施してまいりました。

宮本委員　そもそもの質問ですが、耐震化というのは逆に、例えば先ほど私が申し上げましたコンクリートが、コンクリートと住宅は違うと思うんですが、５０年がもし寿命であるならば、それは例えば耐震化すると何年延び、あるいは今回の住宅というのは、例えばおおむね一般的な住宅というのが３０年なのか４０年なのかが

寿命であるならば、耐震化すると大体何年延びるんでしょうか。

村松建築住宅課長　それぞれでいろんな法律に従って延びる年限というのは違いますが、耐震化の改修をすれば、木造住宅であれば、３０年以上は使えると思います。

宮本委員　　　　　耐震化に関しても、メンテナンスというか、新たにつくるということ、恐らく先ほども申し上げましたように、昨年の６月議会で申し上げましたけれども、とりわけ人口と税収が今後減っていく中で、地方のインフラであったり、住宅も含めてですが、今後の１０年後、２０年後というものの先行きが非常に不安であると。道路に関しても、地方のさらに限界集落のようなところに行けば、舗装も剝げてしまって、道路も渡れず、トンネルも場合によっては崩落して、それを直せない。当然家とかに関しても、空き家がどんどんふえて、耐震化といっても、非常にそこの治安が悪くなったりもする。そういった将来がちょっと見えてしまうのかなということを強く懸念しております。

今回、住宅についての質問ですので、話がちょっとそれましたが、住宅の耐震化について、平成３０年度までの３年間、高齢者世帯などが行う耐震改修に対して補助限度額を引き上げるなどの支援を拡充しているということですが、どのように成果を出されているのか、お伺いします。

村松建築住宅課長　高齢者世帯等に向けての耐震改修の補助につきましては、拡充前でありました平成２７年度は１９件でございました。拡充後の実績は、平成２８年度が３０件、平成２９年度が３２件、平成３０年度が３４件と拡充前を上回っておりまして、一定の効果はあったものと考えております。

宮本委員　　　　　私も周りの支援者とか知人に聞くと、こういった耐震化に対しても、補助されてもなかなかしづらいという声は時々聞きますが、ふえているということで、それは非常に成果として上がっているという認識ができると思うんですが、そうは言っても件数としては、全体から見れば非常に小さいようにも見えますし、最後に今後のこういった耐震化の補助金をもっともっと使っていただかなければいけないと私も考えますが、そのためにどのようにしていくのかということをお伺いして、最後の質問とさせていただきます。

村松建築住宅課長　この耐震化につきましては、やはり所有者の理解を求めるということが一番大切でございますので、地道ではございますけれども、戸別訪問や防災出張講座などを通じて、粘り強く説得といいますか理解を深めていくということが１つと、あと今年度から費用負担に関することについて、なるべくコストを安くしようということで、低コスト化工法の研修会を開催いたしまして、そういった費用を安くするというような取り組みも始めてまいります。

宮本委員　　　　　これまでの当たり前が当たり前ではない時代に突入しているということも私も思っておりますし、私自身も子供が今２人おりますけれども、この小さい２歳とか０歳という子供たちにどういうふうに社会を引き継いでいくかということがやっぱり喫緊の課題かなと思っておりますし、公共投資、橋梁・道路・トンネルのみならず、こういった住宅に関しても、私も議員として、このすばらしい県の施策を周りに広めていくことをお誓いしまして、以上で質問を終わります。

（家畜の衛生対策について）

流石委員　　　　　家畜の衛生対策について伺いたいと思います。

渡り鳥が飛ぶ季節になったり、それから牛を飼う方、それから豚を飼う方、いろいろいらっしゃいます。私は何げなくケンタッキーで鳥を食べたり、カツ丼が好きなので豚を食べたりしていますけれども、それが当たり前だと私は思っている。皆さんもそうだとは思います。けれども、やはり生き物を育てて市場に出すということの大変さということをこの豚コレラで、この間、研修をさせていただきましたけれども、しみじみと大変だなと思っております。

主要施策成果説明書５０ページをお願いいたします。

皆さんも御存じのように、現在、関東にも発生が広がっております豚コレラ、それから鳥インフルエンザ、また今後発生するかもしれない牛の口蹄疫などの重大な家畜伝染病に対しての衛生について、伺ってみたいと思います。

成果説明書には、防疫体制の強化として、重大な家畜伝染病が発生したときに、円滑かつ迅速な対応を行う防疫演習を実施されたと記載されています。実際に何をしているのか、どんなことをしているのかということに興味がありまして、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

渡邉畜産課長　防疫演習につきましては、万が一家畜伝染病が発生した場合、現地対策本部が最前線で迅速に的確な防疫措置を行えるよう、毎年開催しているものでございます。平成３０年１１月には、県の関係機関や市町村、関係団体等、１０７名が参加いたしまして、北杜市高根の総合グラウンドと体育館で、鳥インフルエンザを対象としました防疫演習を開催いたしました。防疫作業従事者の現地集合場所の設営から始まりまして、健康管理班による問診、そして場内の防疫作業、そういうものについての実地演習をしたところでございます。

もう１点、平成３１年２月には、山梨市の市民会館と旧山梨市役所跡の駐車場に１３０人集まりまして、まず机上演習で、どういう流れで豚コレラや口蹄疫等々の防疫対策を進めていくのか、あと、駐車場に移りまして、消毒ポイントでどういう消毒をするのかという実際の防疫作業について皆さんで確認するという実習を行ったところでございます。

流石委員　鳥インフルエンザのことも、豚コレラのこともされたと聞いておるんですが、鳥インフルエンザは本当に雲をつかむような話で、あした発生しても不思議はない。本当に生産者は、毎日きょろきょろしながら生活していかなければいけない。私はすごくつらいな、大変だなという思いで今もいます。

昨今、豚コレラのほうは、イノシシの柵を設けさせてもらったり、それから消毒、そういう方法もまだあるのかなと。もし病気になって、全部殺処分、そういう場合に、やはり全部殺して、また一からやり直すという、そういう生産者の大変さを、私はしみじみ大変だなと思っております。そういう中で、日ごろの監視が必要だなと思っております。

それで、県では鳥インフルエンザのモニタリング検査を実施しているとのことでありますが、その内容、どのような検査を実施しているのか、教えていただければありがたいです。

渡邉畜産課長　鳥インフルエンザのモニタリング検査としましては、県では定点モニタリング検査と強化モニタリング検査という２種類の検査を行っております。

定点モニタリング検査といいますのは、密閉型ではなくて、どちらかというと開放型の養鶏をやられている農家の感染リスクがほかに比べて若干高いものですから、そういう環境にある農場を６農場指定しまして、毎月１回、年間で延べ７２農場に対して、インフルエンザウイルスの分離とか抗体の検査をして監視をしているところでございます。

強化モニタリング検査につきましては、鳥インフルエンザの流行時期であります、今、委員がおっしゃられました渡り鳥のシーズンということで、１０月から翌年の５月にかけまして、これは無作為に抽出した県内の家禽の飼養者２５農場に対して鳥インフルエンザの抗体検査をして、監視しているところでございます。

流石委員　今聞くと２種類ですか。鳥も、放し飼いの鳥もあるだろうし、鶏舎の中で飼っている鳥もあるだろうと思っております。鳥インフルエンザは、本当につかみどころがなく、本当に大変だなと思っております。生き物を飼う者の生産者の大変さも、しみじみこの間の研修でわかりました。

私の地元には、富士河口湖町の富士ヶ嶺地域という高原のちょっと寒い地域がございます。そこでは豚を飼っているんですが、牛も飼っているんですよね。口蹄疫などの家畜伝染病に対する危機感を持ち、ウイルスなどの病原体の侵入防止に一生懸命取り組んでいる業者さんがおります。

そこで、説明資料の農の７ページ、家畜衛生対策事業費約５，７００万円余りの決算が報告されていますが、県はこの予算の中で家畜の衛生対策にどのように取り組んでいるのか。ちょっと大きい金額ですので、細かく教えていただければありがたいと思います。

渡邉畜産課長　ただいまの家畜衛生対策事業費におきましては、４つの事業で展開をしてございます。まず１つ目は、家畜伝染病予防費、８９２万9，０００円。これは、家畜伝染病予防法という法律に基づいて、鳥インフルエンザとか豚コレラの必要な検査を行うという経費でございます。

２つ目につきましては、家畜病性鑑定事業費ということで、これは2，９１８万7，０００円余りでございます。この事業につきましては、畜産農家で原因不明の疾病で通報がございますと、家畜保健衛生所で病性鑑定を行うという事業でございます。もう一つは、今、ＢＳＥの関連の死亡した牛の検査もございまして、そういうものも一緒にやっております。

３つ目につきましては、自衛防疫強化総合対策事業費１７５万9，０００円でございます。これにつきましては、自衛防疫ですから、農家さんみずからウイルスとか細菌から守るという、そういう自衛、自分で守るという事業でございまして、ワクチン接種とか、そういうものに対する助成を行っているところでございます。

最後に、東部と西部の２カ所の家畜保健衛生所がございますが、その所の運営費として1，８０３万6，０００円ということでございますが、これはそれぞれの所の運営に係る経費でございまして、その４つでこの５，７００万円余の予算を執行したところでございます。

家畜保健衛生所では、畜産農家や市町村、関係団体と連携いたしまして、先ほど話しました家畜伝染病予防法に基づいた各種事業を実施し、農家の家畜衛生の万全を期しているところでございます。

流石委員　今のお話を聞くと、予防法というんですか、法律に基づいたお答えをいただいたんですけれども、私は県独自の消毒、それから防疫、そういうのをしていただきたいなと思っております。やはり自分でやる予防というのは限界があると私は思っておるんですよ。特に豚コレラ、それから牛の口蹄疫、それから鳥のインフルエンザ、この３つに生産者は一生懸命ですので、ぜひ万が一のことがありましたら、行政で面倒見ていただける、私はそれを切にお願いしたいと思います。今はやっていますが豚コレラも県として十分な予防をしていただければありがたいなと思います。

これをもって、私の質問を終わりたいと思います。

（市場ニーズに対応した果樹の優良品種の開発と普及推進について）

大久保委員　　それでは、私からは、市場ニーズに対応した果樹の優良品種の開発と普及推進についてということで、成果説明書４１ページに基づきまして幾つか質問させていただきます。

我が県は、果樹王国、果樹立県として全国的に、またワールドワイドな知名度もあり、事業展開がされているという状況でございますが、せん孔細菌病の拡大、そしてまた耕作放棄地の拡大、農業従事者の減少と高齢化、いろいろな問題が山積している中で、やはり差別化、産地化、高収益化に向けた施策が、必要であり必須でありますし、果樹農家の所得向上、これが一番の問題解決の大きな柱かなと思うわけでございます。

例えばシャインマスカットも生産額が順調に推移しておりますし、そうはいいましても、最近、例えば甲斐路ですとか、そういった部分をシャインマスカットに転換したり、ブランド力もやや低下ぎみですし、このような価格水準もいつまで続くか若干の懸念がある中で、今年度は特に果樹農家の所得向上を図るための消費者ニーズに合った、栽培適応性にもすぐれる県の育成品種や有望な民間育成品種を県オリジナル品種として、速やかな普及と産地化を推進したという大きな事業がございますが、それに基づきまして県オリジナル品種の苗木出荷実績が、ここに記されている数字ですと１万３４７本とありますが、その具体的な品種名について、まずお聞かせください。

中込果樹・６次産業振興課長　平成３０年度に県オリジナル品種ブランド化推進会議により供給した苗木の具体的な品種名ということですけれども、まずブドウの「甲斐のくろまる」と「ブラックキング」、桃の「夢みずき」と「甲斐トウ果１７」、スモモの「皇寿」、桜桃の「甲斐ルビー」と「アルプス紅扇」でありまして、合計７品種ということになります。

大久保委員　　具体的な品種名がありまして、これもやはり農家も植えてから確実な生産、出荷になるまでは3年から５年かかるわけですけれども、これらの県オリジナル品種の速やかな普及と産地化を図るための支援策として、どのような具体策がとられているか、次にお伺いいたします。

中込果樹・６次産業振興課長　新たに育成された品種につきましては、種苗法に基づく知的財産として保護を行った上で、一元的な苗木の生産と供給によりまして県内への囲い込みを行うとともに、県と関係団体が連携をいたしまして、苗木の購入や育成などに係る経費を助成する果樹経営支援対策事業等の活用を促すなど、速やかな普及と産地化への支援に努めておるところでございます。

また、オリジナル品種の高品質化と安定生産を図るため、県果樹試験場において確立した栽培技術などの成果について、ＪＡと農務事務所が連携し、速やかな農家への普及に努めているところでございます。

大久保委員　　ＪＡとか関係団体などとも連携をとるということで、今、「ブラックキング」というような名前がありましたし、先日、私も大田市場へ行く機会がありましてお話を聞いたら、やはりブドウも赤系、黒系、緑のバランスということで、確かに需要と供給を考えれば、シャインマスカットをふやすとかいうことですけれども、ワイン用の醸造のブドウもつくったりという、今、この種苗のバランスについてはいかが取り組まれているでしょうか。そして、また今後の方向性というものがもしあれば、お伺いしたいと思います。

中込果樹・６次産業振興課長　今、シャインマスカットがブドウでは非常に多くなっております。赤系につきましては、県が新しい品種の育成に取り組んでいるところでございます。また、「ブラックキング」につきましては黒系で、非常に着色がいいということで推進をしているということになります。それぞれの農家の中で、経営の作業体系、バランス等を考えながら組み入れていくということになりますので、その辺は現地の農務事務所等で農家の状況を見ながら推進をしているところでございます。

大久保委員　今、種苗登録ということで、やはりその産地に先駆けて、いろんな種苗を開発して、オンリーワンの山梨県果樹王国、果樹立県という部分がございますので、とにかくよその産地にも増して、先手先手で果樹振興、地域振興につながることをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

（東南アジア諸国への県産農産物の輸出拡大について）

杉原委員　まず、農政部の関係で質問を２問、県土整備部の関係で１問、合わせて３問質問させていただければと思います。

まず初めに、主要施策成果説明書の３７ページ及び４０ページの東南アジア諸国への県産農産物の輸出の拡大に関連して、幾つかお尋ねいたします。

成果説明書の３７ページにありますように、昨年度の県産果実の輸出額がおよそ９億円ということで、５年前のおよそ５億円から大きく増加しました。本年度の目標額を既に達成したところであると聞いております。これもひとえに生産者や輸出業者、県などが、これまで地道にこつこつ努力してきた成果のたまものではないかと思っております。それを踏まえて質問に入らせていただきます。

まず、平成２８年より、シンガポール及びマレーシアで果実の販売拠点を運営しているとありますけれども、両国での販売実績は、この数年間どのように推移しているか、教えていただければと思います。

齊藤販売・輸出支援室長　拠点の販売額でございますけれども、設置をいたしました平成２８年度が１，３８３万円余、平成２９年度が１，７７４万円余、平成３０年度が１，４２７万円余となってございます。

杉原委員　１，０００万円を超える売上額があるということで承知いたしました。

成果指標の県産果実の輸出額についてでございます。平成３０年度の実績として９億円を超えたということでありますけれども、輸出が増加した主な要因をどのように分析されているか、教えていただければと思います。

齊藤販売・輸出支援室長　県産果実の輸出額でございますけれども、委員御指摘のとおり、関係者の御努力もございまして、これまで順調に増加してまいりました。

主な要因として、まずは現地でしっかりＰＲをすることが極めて重要という考え方に立ちまして、ＪＡを中心といたしました県果実輸出促進協議会と連携をいたしまして、アジア諸国におきましてプロモーション活動を地道に行ってきたということでございます。これによりまして、県産果実の知名度が上がってきたと考えております。加えて、シャインマスカットの人気がアジア諸国でも高まってきているということも要因ではないかと考えているところでございます。

杉原委員　現地でのＰＲを地道に行っているという御答弁をいただきまして、次の質問ですが、海外プロモーションの活動についてでございます。海外プロモーション、

具体的にどのように行っておられるのか。また、さらに県産果実の輸出額を伸ばしていくための課題をどのように捉えて、それをどのようにクリアしていくと考えておられるのか、その辺の方針をお聞かせいただければと思います。

齊藤販売・輸出支援室長　まず、具体的なプロモーション活動でございます。昨年度でございますが、県主催のＰＲといたしまして、果実のトップシーズンでございます４月から９月にかけましてインドネシアでトップセールスを行いました。また、タイ、マレーシア、台湾などにおきましても対面販売などを行いました。加えて、ＪＡと協力しながら、香港、台湾、シンガポールでもＰＲを行ったところでございます。

次に、今後の課題ということでございます。海外のマーケットでございますけれども、世界中からたくさんの果物が安価で、しかも高品質で入ってきているということで、年々競争が激化しているところでございます。本県は、国内では、桃、ブドウ、スモモの生産量日本一でフルーツ王国と言われておりますけれども、海外ではなかなかトップブランドではないというのが実情でございます。よって、まずは既存の輸出先国におきまして、やまなしブランドの一層の確立が肝要と考えております。加えて、新たな輸出先国の開拓も必要と考えているところでございます。

最後に、今後の取り組みでございます。まず、やまなしブランドの確立に向けましては、果実の高品質化を推進するとともに、香港、台湾を初めといたしまして、輸出実績のある国などにおきましてプロモーション活動をさらに強化していきたいと考えております。また、巨大な市場が見込めます中国に向けまして、輸出解禁に向けて国へ検疫協議の進行を要望するとともに、解禁後を見据えまして県でも準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

杉原委員　今の説明の中で、新たな販売先の開拓という言葉も出ましたけれども、今後の展開として、これまでのようなシンガポール、マレーシアのみならず、他国への輸出の拡大ですね。例えばインドでございますけれども、世界で第１位の人口を抱える中国を遠からぬ将来追い越して、インドが人口第１位になる日も近いと聞いております。

そこで、本県には地場産業でございます宝飾関係に携わるインドの方が多数住んでおられるとも聞いております。そういった方たちとコネクションを持ちまして、インドへのマーケティング調査だったりとか、販路の拡大だったりとか、そういったさまざまなチャンネルを使いまして、今後人口第１位を抱えることになりますインドへの輸出の門戸が開けないかなと考えておるんですが、そういったインドを含めた新規開拓について、どのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

齊藤販売・輸出支援室長　インドでございますけれども、人口規模で申し上げますと魅力的なマーケットではございます。しかしながら、日本からの距離が遠いということで、現地の販売価格が現地の所得に合わないといったことなどから、国の資料にもございますが、日本からの輸出はハードルが高いと言われております。

また、多くの果物についてインドと日本の間で検疫条件が設定されておりませんので、日本からは今現在、輸出はされていないという状況でございます。

しかしながら、委員おっしゃるように、今後の輸出の拡大に向けましては、新たな輸出先国の開拓が必要と考えております。まずは、中国への輸出に向けて、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

杉原委員　　　　さまざまな国に、いろいろなチャンネルを使いまして開拓を推し進めていただきますように、よろしくお願いします。
　農林水産品の輸出については、国も重要施策に位置づける中で取り組んでいるように、農業の振興・発展に大きく寄与するものであると考えております。果樹王国山梨にとって、今後もしっかりと取り組んでいくべき政策であると考えております。

（世界農業遺産への認定推進について）
　次の質問に移らせていただきます。
　続きまして、主要施策成果説明書２６ページ、説明資料の農の５ページにございます世界農業遺産への認定推進についてお伺いいたします。
　まずは平成３０年度の取り組み内容についてでございますけれども、本県農業は、生産量日本一を誇るブドウ、桃、スモモなどの果樹を中心に発展してまいりました。本県農業がさらなる発展をしていくためには、果樹の主要生産地である峡東地域におきまして果樹農業の維持・発展が重要であると考えております。県では、峡東３市と連携しまして、峡東地域における果樹農業システムの世界農業遺産の認定に向けて取り組んできたと承知しております。そこでまず、平成３０年度の取り組みと経費の内容について教えていただければと思います。

大久保農政部次長（農政総務課長事務取扱）　まず、取り組みの内容についてでございますが、世界農業遺産への申請に向けまして、申請書の提出や国の承認を得るための現地調査への対応を行うとともに、世界農業遺産の認定に向けた機運の醸成を図るため、地域住民などを対象といたしました世界農業遺産セミナー、あるいは絵画コンクール、こういった活動を実施いたしました。
　次に、経費についてでございますが、これは峡東３市と県で構成いたします峡東地域世界農業遺産推進協議会への負担金でございますが、同協議会におきまして、先ほどの申請書の作成ですとか国内審査への対応、それからセミナー等の啓発活動、これらの経費に支出しているところでございます。

杉原委員　　　　地域住民の機運醸成などの取り組みを行っているとのことでした。
　そうしますと、平成３０年度は、峡東３市と連携しまして世界農業遺産への申請に向けて、国の承認を得るための審査への対応や世界農業遺産セミナーなど、地域住民への啓発活動に取り組んできたとのことですけれども、これらの活動によってどのような成果があったのか、またどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

大久保農政部次長（農政総務課長事務取扱）　昨年６月でございますが、改めて国へ申請書を提出いたしまして、現地調査、それから審査を経まして、本年２月に国から国連食糧農業機関への申請の承認を得ることができました。
　また、これは本年度に入ってからでございますが、国の世界農業遺産等専門家会議からの助言を踏まえまして、申請書の英訳版を作成し、先月、国から国連食糧農業機関に申請書を提出していただいたところでございます。
　また、世界農業遺産セミナーを開催いたしまして、先進地における認定後の取り組みについての講演などを通じまして、大変多くの参加者の皆さんが、地域で一丸となって果樹農業を保全していくことの重要性を再認識するなど、意識の醸成が図られるとともに、絵画コンクールにより多くの小学生が地元の果樹農業に対する関心を高めたということが成果であると考えております。

杉原委員　国の専門家会議などを経まして、ことし１０月、国から国連食糧農業機関（ＦＡＯ）に申請書を提出したとのことですけれども、今後どのようなスケジュールを想定されているのか、また世界農業遺産を活用して今後どのように地域の活性化などに取り組んでいくことを考えていられるのか、あわせて伺います。

大久保農政部次長（農政総務課長事務取扱）　国連食糧農業機関では、書類審査、現地審査、最終審査を経まして、申請書の提出から１年以内に結論を出す、いわゆる決定するとしております。

また、認定後の取り組みにつきましては、峡東地域世界農業遺産推進協議会におきまして今後しっかり議論してまいりますが、世界に類を見ない峡東地域の果樹農業システムの保全活動に取り組みまして、その魅力を国内外に発信し、多くの方が峡東地域を訪れることにより地域の活性化が図られるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

杉原委員　この認定を契機に、新規就農者やＵターンの就農者、若者へのアピールができるんではないかなと思っておりますので、果樹生産システムの維持・継続に弾みがつくものと考えております。ぜひこれを機会に、有効な施策をともにつくっていければと考えております。

また、世界農業遺産の活用に当たっては、ワインリゾート構想など、観光部の所管事業との連携も有効であると考えております。今後、峡東地域の活性化に向けまして、峡東世界農業遺産推進協議会においても、他事業との連携について十分御議論をいただいて進めていただければと思います。答弁は結構でございます。

（県営住宅使用料とその未収額について）

次の質問をさせていただきます。

続きまして、説明資料の県土の１及び２にございます県営住宅使用料と、その未収額について質問いたします。

県営住宅でございますが、所得が一定基準を下回る生活困窮者と申しましょうか、そういった方々に低価格で住居を提供するために建設された住宅であると承知しております。ですので、この県営住宅は、いわば県民の貴重な財産であるとも考えております。

そこで、県営住宅使用料についてですが、説明資料の県土の１ページにございますように、県営住宅使用料１６億３，６００万円余に対しまして、県土の２ページ、使用料の未収額が３億７，３００万円余とございます。収入に対して未収額の割合が高いと感じますけれども、何か特殊な理由があるのでしょうか。

大澤住宅対策室長　未収額でございますが、これには現年度分と過年度分が含まれております。３億７，３００万円余のうち、平成３０年度分は３，１００万円余となりまして、残りの３億４，１００万円余は平成２９年度以前の未収金ということになります。このように、未収金のうち過年度分が多くを占めてございますが、これにつきましては、時間の経過とともに退去者の住所変更などによりまして回収が困難になっているといった状況がございます。

また、先ほど委員がおっしゃられましたように、公営住宅は住宅に困窮いたします一定基準を下回る所得の方が入居してございます。そういったことから、性質上、収入面や健康面などからやむを得ず、一度体調を崩すと滞納してしまうという方も数多くいるのも事実でございます。また、近年では、母子世帯や父子世帯等の未収金も少しずつ増加しているという状況がございます。

杉原委員　　　　低所得者といいますか、特殊な事情があるということを承知いたしました。
それでは、その未収額についてですけれども、過去数年の使用料と未収額の２つの金額の推移を教えていただければと思います。

大澤住宅対策室長　過去の推移でございますが、過去１０年間をさかのぼりまして見た場合、平成２４年度の４億５００万円余の未収金が、これが最も多かった数字でございます。それ以降は３億円台の後半で推移している状況でございますが、ここ３年間について申し上げさせていただきますと、平成２７年度につきましては、使用料が１７億５，７００万円余、未収金が３億６，６００万円余、平成２８年度につきましては、使用料が１７億２，８００万円余、未収金が３億６，２００万円余、平成２９年度でございますが、使用料が１６億７，７００万円余、未収金が３億６，３００万円余という状況でございます。

杉原委員　　　　今お話を伺いますと、未収額のほうは、およそ３億６，０００万円余で推移していると承知いたしました。
過年度分がほとんどを占めるというお話ですけれども、未収額の回収に向けまして、今後の計画や取り組みをどのようにお考えになるのか、教えていただければと思います。

大澤住宅対策室長　使用料の徴収の適切な実施でございますが、これは公営住宅業務を健全に継続していく上で、また適正納付者との公平性を確保する上で極めて重要なことだと私どもも考えております。こうしたことから、具体的な取り組みといたしましては、滞納が発生した１カ月目には督促状を出しまして、２カ月目以降は毎月催告状を出しております。また、電話や訪問による納入指導を実施しておりまして、あわせて連帯保証人に対しましても協力して支払うよう督促や催告をしております。
また、年４回、県と住宅供給公社一体となりまして、夜間でございますが、ローラー作戦による滞納整理ということで、回収に努めております。さらに、６カ月以上の悪質な滞納者には、家賃の支払いと住宅の明け渡しを求める訴訟の提起もしてございます。
また、特に回収に苦慮している債権につきましては、弁護士法人への回収業務委託も実施いたしまして取り組んでございます。
こうした取り組みを粘り強く続けながら、少しでも多くの未収金を削減できるように、これからも効果的な未収金の削減手法につきまして引き続き研究していきたいと考えております。

杉原委員　　　　夜間まで使って回収を行っていると承知いたしました。
説明にありましたように、支払っている住人と、そうでない住人との不公平が生じないように、また病気や、その他特殊な事情があるかと思いますけれども、そういった不公平感をなくすために、地道な回収作業を行っていただければと思います。
以上、私の考えを申しまして質問を終わります。

（甲府駅南口周辺地域の再整備の推進について）

臼井委員　　　　それでは最初に、主要施策成果説明書の５９ページでございます。⑤の甲府駅南口周辺地域の再整備の推進について、何点か伺わせていただきます。
この再整備ですけれども、甲府駅南口周辺地域修景計画に基づいて行われたものと思いますけれども、この計画は平成２４年３月に、県と甲府市の共同で策定

されたと私は認識しておりますけれども、当時の計画検討委員会におきましても、大学の教授や、あるいはまちづくりのプロの方々、あるいは交通機関、地元住民などの方々で構成をされていたようでございますけれども、加えて若い学生の方々なんかもワークショップを開催したということで、いろいろなアイデアを出していただいて、そして最終的には広く県民の皆様にもパブリックコメントということで御意見をいただいたと承知をしております。長い時間をかけて丁寧に検討をされていたものと承知をさせていただいておりますけれども、そして平成３１年の３月には、成果説明書にも書いてありますけれども、平和通り防災新館前交差点から甲府警察署前の交差点までが整備をされて、供用されたというわけでありまして、県は甲府駅南口周辺地域の魅力ある市街地づくりに寄与できたと分析をしておるわけでございますけれども、まずは再整備を行って具体的にどのような効果が得られたのかを伺います。

若尾都市計画課長　甲府駅の南口につきましては、歩行者優先の空間づくりをコンセプトに整備を行っておりまして、歩行者空間が広くなって歩きやすくなったことや、あと駅前に人が集える広場ができたことによりまして、平和通りから中心市街地の歩行者が増加するなど、着実に効果があらわれております。

また、公共交通ロータリーの整備によりまして、バスが利用しやすくなったといったことも上げられます。

臼井委員　歩行者優先の効果が出たということですけど、具体的に何か数値的に、例えば歩行者がふえたとか、そういったものはお調べになられているんでしょうか。

若尾都市計画課長　中心市街地の歩行者数というのは、甲府市で毎年定期的に調査を行っておりまして、それによりますと、甲府市では中心市街地の２１地点で、過去は中心市街地の歩行者というのは減少してきていたんですけれども、平成２８年度から歩行者数が増加に転じておりまして、ちなみに昨年度の数値でありますと、これは金・土・日の３日間の集計値になるんですけれども、１４万８，０００人程度ということで、前年度が１３万８，０００人程度ということになっておりまして、７％ほど人の数がふえているという調査結果があります。

臼井委員　ふえているということでございますので、定期的に市がこういった調査をやっているということでありますけれども、その調査結果もぜひ参考にしながら、またいろいろと整備のほうを必要なときには進めていただければと思っております。

次に、先ほど申しましたけれども、平成３０年度にその平和通りの供用ということで開始しておるということでございますけれども、繰越額が３４６万６，０００円となっているんですけれども、その内容を教えていただければと思います。

若尾都市計画課長　平和通りの整備は、ここに記載のとおり、平成３０年度に完成しておりますが、その後の管理に必要となります道路台帳附図の作成に要する経費を繰り越しております。これにつきましては、本年８月に完了しているものであります。

臼井委員　承知いたしました。

次に、再整備の計画に基づいて、甲府駅周辺地域の今後の整備予定というのがどうなっているのか伺いたいと思っておりますけれども、継続している整備計画というものがあるのか、あるいはほかのまちづくりの計画のようなものといろいろ連携をするようなところもあるのかもしれませんけれども、それらを踏まえてお答えいただければと思います。

若尾都市計画課長　駅前広場と平和通りの整備に引き続きまして、甲府城南側のエリアの整備に取り組むということにしておりまして、甲府城周辺地域活性化実施計画に基づきまして、県と市が共同で進めてまいる予定であります。

臼井委員　甲府駅南口とか甲府駅周辺というのは、県の玄関口ということでもあると思います。山梨県の最重要なエリア、拠点と思っておるわけでございまして、これからリニアが開通したり、あるいは中部横断自動車の開通などがあるわけでございまして、山梨県にとって大変大きなチャンスがこれから訪れるということであります。甲府駅周辺というのは、大変大きなプロジェクトだと思いますけれども、そういったことも踏まえた開発・整備を今後も計画的に行っていっていただければと思っております。

（住宅・建築物の耐震化の促進について）

次の質問に移らせていただきます。

主要施策成果説明書の１２８ページであります。これは先ほど宮本委員が同じ項目を質問されたところでありますけれども、非常に大切な分野でもあろうかと思いますので、別の観点からも質問をさせていただけたらと思っております。

この住宅・建築物の耐震化の促進についてということでございますけれども、地震発生時における住宅・建築物の倒壊等の防止や避難経路を確保するため、木造住宅や大規模建築物及び避難路確保につながる建築物の耐震診断等への支援を行ったということでございますけれども、私は、少し前になりますけれども、ある地震学者の研修会に参加をさせていただきました。

たしか防災士なんかも養成をされている研修でも活躍なさっている先生だったかと思いますけれども、地震災害対策において最も重要なことというのは、これは極端な言い方かもしれませんけれども、１００％全ての住宅・建築物の耐震性を上げることであるということをおっしゃっていました。建物の中においては、建物自体は耐震化を高めて、そして建物内部に関しては、各家にいろいろと大きい家具があったり、あるいは家電製品などもあろうかと思いますけれども、そういったものを家の中においては倒れないようにしっかりと固定をすること、家の耐震性だけではなくて、家の中でもそういった家具、家電製品等の大きいものの固定をしっかりとすること、そうすることで倒れないようにすることも必要であると。これを全ての家、建築物でしっかりとそれを行うことが、地震対策としては一番いいんだということを聞いたことがありました。

これらのことは全ての家でというのはなかなか難しい取り組みであるかと思いますけれども、県でもこういった耐震化の取り組みをされているということでありますけれども、先ほども少し触れられたかもしれませんけれども、全体的な住宅・建築物の耐震化の進捗状況について、もし違うような観点での何かデータ等があれば、教えていただければと思います。

村松建築住宅課長　成果説明書の１２８ページの施策・事業の概要・成果のところでございますが、その㉓の住宅・建築物の耐震化の促進というところで、中段ぐらいですけれども、ぽつが幾つかありますが、その上のほうが住宅の耐震化について、そして下のほうが避難路沿道建築物の耐震化の補助の成果でございますけれども、住宅につきましては、繰り返しになりますけれども、耐震改修促進計画に定めているところの令和２年度の目標の耐震化率９０％に対して平成３０年度の耐震化率が推計で８６．８％ということでございます。下のほうの避難路沿道建築物、これに対しては耐震診断を義務づけしている対象建築物が５１２件ございました。それ

で平成３０年度末の耐震診断の実施率ということでございますけれども、これが５１．２％ということになっております。

臼井委員　　いろいろな耐震化に向けての取り組みをしていただいているということは、よく理解ができました。

次に、この住宅・建築物について、今おっしゃっていただいたような取り組みを行っていただいているわけでございますけれども、これから先将来にわたって、今の計画もそうですけれども、あるいはそれ以外のほかの何か関連するような計画のようなものがあるのかどうかわかりませんけれども、何か具体的な耐震化に向けての計画等があれば、教えていただければと思います。

村松建築住宅課長　この耐震化の計画につきましては、建築物の耐震改修促進法という法律がございまして、この法律に基づいて県の耐震改修促進計画というものをつくっております。これが平成１８年度から平成３２年度の１５年間という計画でございます。そして、この計画の中に、先ほど申しましたような目標、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策、啓発・知識の普及、あるいは指導に関する施策等を記載しておりまして、これが大もとになっております。

そして、また市町村におきましても、この県の計画を踏まえまして、同じように耐震改修促進計画を作成しております。そして、特に避難路沿道建築物につきましては、県と市町村の計画を連携させまして耐震化を進めておるわけでございます。今後もそういった格好で、連携して耐震化を進めてまいります。

臼井委員　　次にですけれども、この事業において戸別訪問を実施されておりまして、３，０９１件ということでございますが、この戸別訪問や耐震診断というものを経て、実際に耐震の改修の工事を行った方の割合を教えていただければと思います。

村松建築住宅課長　これまでに、この戸別訪問等を通しまして、無料の耐震診断というのを行っておりますが、これを利用しまして約９，８００戸の木造住宅の耐震診断が実施されております。そのうち約９，４００戸について耐震改修が必要と診断されております。そして、そのうち約５２０戸が耐震改修工事を行ったということになっております。

臼井委員　　承知をいたしました。

先ほども話がありましたけれども、耐震化されてない住宅、そして住宅・建築物への今後のアプローチということで、先ほど宮本委員の御質問の答弁の中で、粘り強く進めていくというような趣旨のことのお話をされていたかと承知しておりますけれども、もし何かそれ以外にアプローチの方法があれば、伺いたいと思います。

村松建築住宅課長　繰り返しになってしまうわけでございますが、やはりこの耐震化につきましては、所有者に対して粘り強く理解を求めるということと、あと今年度から耐震改修に係る費用の負担を感じている所有者も多くて、お金がかかるからなかなか改修ができないということのために、新たに工務店などを対象とした低コスト化工法の研修会の開催を今計画しております。実際に今年度２回やることになっておりますけれども、こういったことを通しまして改修費用の軽減に取り組んで、改修がしやすい環境づくりにも努めていきたいと考えております。

臼井委員　　この耐震については、平成７年の阪神・淡路大震災において、８割の方が建物

や家具の下敷きになって亡くなったと言われておりまして、この後、その耐震改修促進法というものができて、耐震化をかなり強力に進めていったということを承知しているんですけれども、おかげで東日本大震災では同様の死因がほとんどなかったと私は聞いております。そういった意味においても、この耐震化の促進というのは、県民の命を守る極めて重要なことであるかなと思っておりますので、今後ともその計画に基づいて、ぜひしっかりと実行していっていただけたらと思っております。

（果樹園芸等振興費について）

山田（七）副委員長　成果説明書４０ページ、東南アジア諸国への県産農産物の輸出の拡大、果樹園芸等振興費、農産物等海外販売・情報発信拠点の運営についてお伺いいたします。

　部局審査の折、シンガポール、マレーシアにおける拠点がどのような場所に設置されたのか説明を受けましたが、それぞれの拠点の運営管理は誰が行っているのか、またこの拠点に対して県はどのようにかかわっているのか、お伺いいたします。

齊藤販売・輸出支援室長　まず、シンガポールの拠点でございますけれども、中心街の有名デパートの中にございます日本食レストランの食品売り場の棚を借り上げて設置しております。また、マレーシアの拠点につきましては、クアラルンプール市内の中心街にございます大型ショッピングモールの中に、店舗を借り上げて設置しております。

　次に、運営管理でございますけれども、シンガポールにつきましては、現地でレストラン等の事業を展開している飲食事業者、またマレーシアにつきましては、現地で日本産の青果物を扱っております輸入事業者にそれぞれ委託をしております。

　県のかかわりでございますけれども、それぞれの事業者と連携をしながら管理・運営をしているところでございます。

山田（七）副委員長　それぞれの拠点の経費・販売実績について、経費が部局審査の折に４，０００万円ほどかかっていると。そして、先ほど売上額が１，４２８万円、この売上額に対して、この経費が非常に多いと思うんですけれども、県はこの点をどのように考えているのか、お伺いいたします。

齊藤販売・輸出支援室長　まず、前回の部局審査におきまして４，０００万円と御説明いたしました。この４，０００万円につきましては、あくまでも予算額ということでございます。昨年度の拠点に関する予算額でございますけれども、３，９７８万円余でございます。このうち拠点の運営費といたしましては、予算額３，４６１万円、執行額が２，９７２万円となってございます。

　続きまして、拠点の経費・販売実績でございますけれども、開設の平成２８年度から昨年度までの総額で御説明いたします。まず、シンガポールでございますけれども、運営費が２，５１０万円余、売り上げは２，７７２万円余でございます。次に、マレーシアでございますけれども、運営費が４，０２４万円余、売り上げが１，８１３万円余でございます。このほかＰＲ経費といたしまして、別途１，９５６万円余となっております。

　続きまして、売り上げに対する経費の面でございますけれども、拠点では農産物などの販売のほか、本県へのインバウンドの増加を大きな目的といたしまして、本県の観光・地場産品などの情報を広く発信してきたところでございます。その

結果、拠点のスタート以降、シンガポール、マレーシアへの県産果実の輸出額につきましては年々増加をしてきているということ、また加えまして両国から本県への観光客も増加しているということで、拠点を設置した効果はあったものと考えているところでございます。

山田（七）副委員長　ここの２つのほかに、香港、台湾にもフルーツショップを設置していると伺っておりますが、このフルーツショップの販売実績と、その実績に対して県はどのような考えを持っているのか、お伺いいたします。

齊藤販売・輸出支援室長　フルーツショップと記載がございますけれども、これは現地におきますフルーツフェアのことでございまして、現地に店舗を設けているというものではございません。香港、台湾におきますフェアにつきましては、ほかの国に比べまして規模も期間も長いということで、従前から県が補助しております実施主体のほうでフルーツショップと称して実施したという経緯がございます。

　昨年度、香港では、大手の小売店１１店舗で、また台湾では現地の小売・百貨店など３店舗でフェアを行ったところでございます。

山田（七）副委員長　いずれにしましても、今後、人口減少による国内需要が減少する中、海外、特にアジア圏での販売の拡大が重要であると私は思っております。この設置した拠点というものを有効活用しながら、さらなる販路拡大につなげていただきたいと思うんですけれども、今後の拠点に関する運営・管理の方法について、県のお考えを伺います。

齊藤販売・輸出支援室長　先ほど御説明いたしましたように、観光客、あとは県内果実の輸出額が増加しているということで、効果があったものと考えております。しかしながら、拠点につきましては課題もあると承知しておりますので、シンガポール、マレーシアともに、今後、拠点のあり方につきましては、さまざまな観点から検討してまいりたいと考えているところでございます。

（収入未済額　工事請負契約の解除に伴う違約金、遅延利息について）

山田（七）副委員長　続きまして、収入未済額、工事請負契約の解除に伴う違約金、延滞利息について、歳入歳出決算説明資料の県土の３ページについてお伺いいたします。

　部局審査の折、この違約金や延滞利息というのが、倒産等というものの理由で発生したという説明を受けました。いずれにしましても、この倒産により契約の解除というものが発生するわけであるんですけれども、工事はその続きというものをほかの業者に引き継いでいかなければならないと思っております。この引き継ぎに関しまして、円滑に引き継ぎが行われたのか。また、この契約の解除により、工期、また品質に支障はなかったのか、お伺いいたします。

入倉県土整備総務課長　ただいまの御質問でございますけれども、会社の倒産によって契約を解除するといった場合には、その契約につきまして打ち切り精算をいたしまして、残りの工事を同じ仕様で別会社に発注し、完成させるということにしておるところでございます。

　委員御質問の品質についてでございますけれども、倒産した業者が施工した部分につきましては、しっかりと検査をした上で、検査に合格をした部分の引き渡しをしっかり県として受けるということ、また後を引き継いだ業者についても、適切に検査をして、品質の確保については十分図っているところでございます。

　また、もう一つ御質問がありました工期についてでございますけれども、倒産

した業者が施工した部分につきまして、先ほど申し上げたように、検査を行ったり、また残りの工事の発注手続を別途行うという関係で、その部分に相当する期間の分のおくれはどうしても出ているところでございますけれども、このおくれにつきましても、事務処理等を迅速に進める中で、最小限になるよう努めているところでございます。

山田（七）副委員長　この業者の経営内容等は入札時に把握できなかったのか。また、入札参加の審査というものが適正に行われているのかどうか、お伺いいたします。

入倉県土整備総務課長　公共工事につきましては、受注しようといたします建設業者の方は、毎年度、経営状況や完成工事高などに関します経営事項審査というものを受けることが義務づけられておるところでございます。個々の入札参加の審査の際には、この経営事項審査の内容を確認いたしますとともに、その入札の前６カ月以内に不渡りを出した者や、県税や消費税が未納の者には、入札の参加を認めないということをしておりまして、可能な限り経営が健全な事業者と契約するよう努めているところでございます。

山田（七）副委員長　いずれにしましても、過去にもこのような倒産による違約金等が発生していると思うんですけれども、過去の違約金や延滞利息の回収金額といいますか、回収率というものをお伺いいたします。

入倉県土整備総務課長　倒産した会社についてですけれども、支払い能力が著しく低いということもございまして、回収が非常に困難となっておりまして、御質問の回収率についてでございますけれども、８％程度になっておるところでございます。

山田（七）副委員長　いずれにしましても、税金でございますので、この収入未済額の回収というものをしっかりと進めていっていただきたいと思います。

　また、入札時に業者の経営内容というものをしっかりとチェックした中で、しっかりとした経営内容の業者が最後までしっかりと工事ができるというのが一番理想だと思っております。そのためにも、しっかりとチェックをする必要があると思うんですけれども、県の考えをお伺いいたします。

入倉県土整備総務課長　委員のおっしゃるとおり、途中で工事が途切れるということは、やはり県民の皆様にとっても非常に不都合な面も出ることもございますので、なるべくさまざまなアンテナなどを高くして、そのような情報を把握するように、またなるべくそういう事態にならないように努めていきたいと考えております。

（建設業指導監督費について）

山田（七）副委員長　続きまして、成果説明書１２３ページ、建設産業を担う人材の確保・育成の推進、建設業指導監督費についてお伺いいたします。

　高校生を対象とした建設業のインターンシップの実施ですけれども、何社の建設業者と、また何人の高校生が参加したのか、お伺いいたします。

小俣建設業対策室長　高校生等を対象とした建設業のインターンシップの実施につきましては、山梨県建設業協会が県や国の予算を活用いたしまして、建設業者と学生のマッチングを実施しております。平成３０年度につきましては、６４社の企業と１３０名の高校生が参加しております。このうち県予算分につきましては、企業が３１社、高校生が６８名であります。

山田（七）副委員長　この実施期間が７月から１２月、約半年間と長期にわたっているんですけれども、インターンシップの内容についてお伺いいたします。

小俣建設業対策室長　まず、インターンシップの実施期間についてですけれども、長期にわたっているところですが、実際のインターンシップの実施期間につきましては、夏休み期間の７月から８月の３日間で実施しておりまして、それ以降の期間につきましては、事業の効果検証や次年度の実施に向けた改善などの検討を行っている期間でございます。

実施期間中の内容ですけれども、土木科系の学生につきましては、工事の測量、現場における軽作業や道路工事・改良工事の作業工程についての実習などを行っております。建築科系の学生につきましては、建物の骨組みをつくる工事や建築現場における施工管理の実習などを行っているところでございます。

山田（七）副委員長　昨今、このインターンシップというものに課題というものが出てきているという中で、インターンシップに参加した建設業者と高校生の感想等あれば、お伺いいたします。

小俣建設業対策室長　参加しました高校生からの聞き取りによりますと、地域社会や人の役に立つ魅力ある職業であるとか、物をつくる喜びを感じられたとか、現場の様子など細かい点が理解できたなどの感想をいただいておりまして、参加者からは建設業への入職意欲が高まっているのではないかと感じられるところでございます。

また、受け入れた建設業者からは、高校生が就職先に何を求めているのかとか、若い人とのコミュニケーションのとり方などについて理解が進んだ、今後の人材確保や育成に役立てていきたいという意見をいただいているところでございます。

山田（七）副委員長　このインターンシップに参加した高校生のうち、実際に就職に結びついた人数というものがあれば、教えてください。

小俣建設業対策室長　まず、平成２７年度にインターンシップに参加した１３４名の高校１年生のうち、５８名が県内建設産業に就職しております。平成２８年度につきましては、１４０名のうち４６名が就職をしております。

なお、平成２９年度につきましては、１４３名の高校生が参加しているところですが、そのうち１８名が本年３月に卒業しておりまして、そのうち５名が就職をしているところであります。

山田（七）副委員長　現在、専門高校においても、製造業を中心にインターンシップというものを実施していると思うんですけれども、それとの違いは何か教えてください。

小俣建設業対策室長　高校においてもインターンシップの実施が行われておりますけれども、建設課程を有する高校等におけるインターンシップにつきましては、本事業を活用していただきまして実施しておるところでございます。その点では先ほど説明しました内容と違いはございません。

なお、本事業を活用することによりまして、参加者の傷害保険ですとか受け入れ企業の経費を県等が負担しておりますので、事業が円滑かつ安全に実施されていると考えています。

山田（七）副委員長　高校生を対象とした資格取得のための講習会というものがあるんですけれ

ども、これは何を資格対象としているのか、また、この受講した人数、また資格の取得者というのが何人いるのか、お伺いいたします。

小俣建設業対策室長　資格取得の対象ですけれども、２級の土木施工管理技士と、同じく２級の建築施工管理士を対象としております。受験者の多い２級土木施工管理技士につきましては、１３２名が受講いたしまして、そのうち８０名が合格しております。合格者につきましては、平成２９年よりも１６名、平成２８年よりも５３名増加している状況でございます。

山田（七）副委員長　私も建設業を営んでおりまして、若手の人材不足というのが本当に深刻であります。建設業に理解をしてもらうためにもインターンシップ、また就職後、即戦力となるためには資格の取得とか人材育成というのが本当に重要だと思っております。一人でも多くの優秀な人材を育成するために、県の今後の取り組みについて最後にお伺いいたします。

小俣建設業対策室長　建設業の担い手確保ですとか育成対策を効果的に実施するためには、これまで以上に建設業界と学校関係者及び県などの行政機関がしっかりと連携をいたしまして、事業を進めていきたいと考えております。

特に担い手の確保につきましては、これまでは高校生中心というところもありましたけれども、建設業の魅力や役割を小学生や中学生、その保護者、または学校の教員など幅広い方々に理解していただきまして、建設業への入職の気持ちを高められるような取り組みをしていきたいと考えております。

例えば、建設まつりにおける体験イベントの充実ですとか、建設業に従事している団体であります「けんせつ小町甲斐」による積極的な情報発信による女性の入職などについて一体となって進めていきたいと考えております。

（河川維持管理、水害対策について）

小越委員　河川維持管理、水害対策についてお伺いします。

説明資料の県土の１０、１１ページの河川維持管理について伺います。河川の支障木の撤去や堆積土砂の撤去の５カ年計画が始まりましたけれども、昨年度のこの計画の進捗状況とその効果について、まず伺います。

清水治水課長　河川に繁茂した支障木や堆積土砂などの撤去については、平成３０年度、昨年度当初より５５河川、１００キロメーターを対象に５カ年集中プロジェクトを開始しました。しかし、平成３０年度末に防災・減災国土強靱化のための３カ年緊急対策に係る補正予算が出まして、それを活用し、さらに計画を拡大し、現在進めております。

昨年度の進捗状況は、５カ年計画に対して約６割を完了させております。対策を講じた効果については、今年度、先月襲来した台風１９号において、大きな溢水、それから堤防の越水等の被害の防止に大いに役立ったと考えております。

小越委員　今お話がありました、この支障木の撤去、堆積土砂の撤去が、台風１９号についても、これからの水害対策に大きな効果があると今答弁がありまして、期待をしております。

これは一時的なものではなく、継続的にしていかなければならない。土砂は堆積を続けていくわけで、木も生えるわけですから、今回の５カ年計画で終わりにせずに、引き続きやっていただきたいと思います。

全国各地で大雨の被害による河川の越水や決壊が見られます。河川改修や河川

の維持管理には、先ほどの堆積土砂の撤去などが必要だと思うんですけれども、５カ年計画をさらに進めると同時に、一時的に河川に流入する水量を防ぐ流域貯留浸透事業の具体的な箇所、それからどのようなことをしたのか、その効果について伺います。

清水治水課長　流域貯留浸透施設については、雨水を一時的に貯留し、また地下に浸透させるなど、河川への雨水流出量を抑制する施設であり、貯留浸透した雨水は施設外に流出しないため、その分河川への負担が軽減されます。県では、甲府市中心街を流れる濁川の流域内において本格的に流域貯留浸透事業について着手しており、県立甲府東高校、また甲府東中学校など４カ所で、学校のグラウンドを利用した施設を整備しております。整備済みの箇所では、近年の豪雨時において雨水が貯留されている状況が確認されており、効果が発揮され浸水防止に役立っていると考えております。

小越委員　一時的に河川に流入する水量を防ぐことができ、この貯留施設の効果があるというお話でしたけれども、今後はこの貯留浸透施設をさらに整備する方向なのでしょうか。５カ年計画と一緒にこれから進めていくんでしょうか。

清水治水課長　これらの施設について、今後も現在の濁川の流域内において、さらに施設の整備を検討しており、今後さらに拡大していく予定でございます。

小越委員　市街地におきましては田畑が減少しておりまして、一時的に貯留する施設は内水氾濫対策としても効果があると思われます。今後もさらに進めていただきたいと思います。

こうした浸水被害を、千年に一度と言われていますが、最大雨量をもとに河川ごとに洪水浸水想定区域を県は発表いたしました。河川浸食による住宅喪失ですとか、想定における浸水の高さ、５メートルとか１０メートルですとか、最大雨量による７日間、３日間の水没地域も発表されました。この想定地域を見ますと、かなりの被害が想定されます。河川ごとの想定水位から総合的な洪水ハザードマップをつくったと思いますけれども、この洪水ハザードマップの啓発をどのように進めたのか、まずお伺いします。

清水治水課長　洪水ハザードマップについては、水防法に基づき市町村が作成し、住民への周知に努めることとされております。河川管理者である県は、それら市町村に対し、必要な情報提供や助言を行うものと定められております。ハザードマップを作成した市町においては、印刷物を管内の全世帯に配布し、ホームページで公開しているほか、広報紙等などで周知に努められております。

県では、県民に直接働きかける取り組みの一つとして、一般県民を対象とした県政出張講座に治水課と砂防課の職員が講師となる「水害・土砂災害から身を守るために」というテーマを設定し、今年度はこれらの出張講座９回、約６５０名に対して説明を実施しております。

また、先月の台風１９号の際には、治水課宛てにハザードマップの入手方法等の問い合わせを数多くいただいており、県民の関心は高まっていることと感じております。

小越委員　市町村がつくるという話ですけれども、市町村の洪水ハザードマップ作成状況は今どうなっているんでしょうか。

清水治水課長　市町村のハザードマップの作成状況について、今回、浸水想定区域のある市町村として１４市町村が対象となっております。それらの１４市町村について、ほぼおおむね作成については終えておりますが、今年度に新たに４河川を追加しており、その４河川についての作業を現在進めておる状況となっております。

小越委員　河川ごとの県が出したものを合体させて市町村がつくっていくんだと思うんです。今回の台風なんかでも中小河川の氾濫が全国で見られました。大きな河川以外にも中小河川についても、このハザードマップ、浸水想定をつくるような指示も出ています。市町村に任せているだけでなく、水は広域に流れます。そして、避難も広域が想定されます。県しか広域の避難や広域の状況がわからないわけです。上の山のほうから流れてきた水がどのくらい洪水になるのか、広域のことも含めまして、県が直接広域の浸水ハザードマップのことも啓発する動きをつくるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

清水治水課長　市町村のハザードマップの作成の仕方について御説明させていただきます。

まず、基本的にハザードマップは、水防法に基づいて市町村がそれぞれの防災計画の中の位置づけとしての計画であります。そういう形の中で、地元の市町村がそれぞれ責任を持った対応をするというのがまず第一にあると思います。先ほど委員から御指摘のありました広域における水害についての取り扱いについては、大きな河川という形になると影響も大きくなりますので、それら市町村の作成状況等の中で、県の担当職員が作成においての技術的な支援を行う中で、それらを考慮した内容となっていくように努めております。

小越委員　ぜひ洪水ハザードマップを有効に使いまして、少しでも防災・減災につながるようにお願いしたいと思います。

（地中熱等再生エネルギーの活用技術の開発促進について）

望月（利）委員　成果説明書４０ページ、地中熱等再生可能エネルギーの活用技術の開発促進について、県が行った技術開発と今後の農業者への導入について伺います。

まず、施設トマトの夏期高温障害対策についてどのような試験を行ったのか、伺います。

中村農業技術課長　施設トマトは８月に定植をするわけでございまして、ハウス内の温度が高温になり、初期生育に障害が生じるおそれがございます。このため、県総合農業技術センターでは、夏期でも温度が安定している地下水を通した冷却チューブをマルチ内に設置し、地温を抑制することにより、トマトの生育に与える効果を確認する試験を実施したところでございます。

望月（利）委員　試験の結果、どのような効果があったのか。また、今後の普及の見通しについても、あわせて伺います。

中村農業技術課長　今回実施した試験により、マルチ内の地温が８月の平均で従来よりも６．３度ほど低下し、初期生育が良好であったことから、１０月以降のトマトの収量において、約２０％の増収が見られたところでございます。

今後の普及につきましては、現場における設備の導入コストなどを含めまして、現地での技術実証などを進めていきたいと思います。

望月（利）委員　２０％の増収ということで、さらなる普及に努めてほしいと思っております。

次に、夏秋イチゴの収穫期拡大技術について、地下水と地中熱を利活用したということですが、実施した内容を伺います。

中村農業技術課長　イチゴもトマトも地下水については同じような考え方ですが、地下水が一定の温度であるということを活用しまして、水耕栽培の設備内に埋設しましたチューブに流し込んで根を冷却することにより、生育や収量に与える効果を確認する試験をいたしました。

また、地中熱につきましては、これを活用したヒートポンプを設置し、ハウス内の冷暖房を行うことにより、栽培に適した温度環境を整え、生育に与える効果の実証を行ったところでございます。

望月（利）委員　それぞれの試験、実証の結果、どのような効果が得られたのか、また今後の普及の見通しについて伺います。

中村農業技術課長　地下水を活用した試験につきましては、夏場においても結実が安定し、品質も変わらなかったということで、さらに１５％程度の収量の増加が見られたところでございます。

また、地中熱を利用した実証では、イチゴの生育適温が確保された結果、収穫期がこれまでの７月から１０月の４カ月であったものが拡大されまして、６月から１月の８カ月に拡大したことが実証されたところであります。こちらの技術も、現場に普及していく際に必要な導入コスト等の検討を行い、普及を進めていきたいと思います。

望月（利）委員　化石エネルギーが枯渇している問題の中、農業分野においても再生エネルギーの利活用を促進していく。さらに研究を進めてほしい、普及に努めてほしいと思っております。

（道路等の整備状況について）

次に移ります。

道路等の整備状況について、決算報告書２０８ページ、国道３００号の整備状況について伺います。

今時分、紅葉がかなり美しい季節になっております。甲州いろは坂と呼ばれている国道３００号の整備でございます。しかしながら、つづら折りが続いて、大型バスが対向車線にはみ出してしまう、そして中部横断道開通と同時に、県内の周遊観光には国道３００号が非常に重要になっていくと感じている中、今、順次整備が進められていますが、全体の計画について伺います。

飯野道路整備課長　国道３００号の今現在の整備についての全体計画ということでございますが、国道３００号の旧下部町古関地区から本栖湖まで急カーブが連続いたします、それから見通しが悪いといった約5キロメートルの区間のうち、特に委員御指摘の大型バスの通行の支障になっております古関側の１．８キロメートルの区間におきまして、バイパスによる整備を進めているところであります。

望月（利）委員　平成３０年度の実施状況について教えてください。

飯野道路整備課長　平成３０年度でございますが、トンネル、それから橋梁などといった主要な構造物、それから道路改良におけます、のり面工、補強土壁工などの工事を発注いたしまして、事業の進捗を図っているところでございます。

望月（利）委員　今後の整備促進について教えてください。

飯野道路整備課長　まずは､今現在事業を実施しております１．８キロメートル区間の一日も早い供用を目指していくとともに、残る本栖湖側につきましても、こちらも標高差が３００メートルを超えるなど厳しい地形であり、整備には長い時間がかかることが予想されますが、効果的・効率的な整備方法を検討いたしまして、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

望月（利）委員　１，０００円札の裏側の富士山である本栖湖のところから、さらに峡南地域に周遊観光を進めるに当たり、また防災面しかり、防災対策の道路としてしっかりと整備してほしい。非常に急峻な山々で整備が厳しいと思いますが、ぜひ実施を進めていってほしいと思います。

次に移ります。富士橋のかけかえ状況について伺います。

富士橋は、県の防災面におきまして非常に重要な道路ということで、山梨大学の防災マネジメントセンターから指摘を受けて早期に実施するということで施工が始まっております。現状の平成３０年度の実施状況について伺います。

飯野道路整備課長　この橋梁は、県道市川三郷富士川線の旧鰍沢町の富士川を渡河する橋梁でございまして、現在かけかえ事業を進めているところでございますが、平成３０年度は３基ございます橋脚のうち中央部と、それから右岸側の２基の工事、それから富士川の右岸側になりますが、こちらに合流する１級河川東川のかん渠工事に着手いたしまして､本年の１０月までにいずれも完了している状況でございます。

望月（利）委員　洪水時のハイウィーターレベルの中に入っている道路です。そして、大型車が対面通行するときに待たなければいけないという道路です。しかしながら、災害時の緊急輸送道路として指定されている道路の橋梁です。今後の整備について伺います。

飯野道路整備課長　まず本年度でございますが、左岸側のまだ橋脚が１基ございます。こちらと右岸側の橋台工事、この２つがまだ残ってございまして、こちらに着手するとともに、左岸側につきましては取りつけ道路の用地取得をあわせて進めているところでございます。今後も、引き続き早期完成を目指し、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

望月（利）委員　ちょうど富士橋は、富士川舟運の鰍沢河岸の風情が残る橋でございます。ぜひ地域のイメージも崩さないような形で､すばらしい整備にしてほしいと思います。

質　疑　　　　　企業局関係

（小水力発電の推進について）

猪股委員　主要施策成果説明書の１０ページに、小水力発電の推進の記載があり、地域資源を生かしたエネルギー事業を推進するため、県内の急峻な地形を生かし、やまなし小水力ファスト１０に基づき計画的に小水力発電所の建設等を行い、電力供給力の強化に寄与したとあります。この内容について幾つかお尋ねします。

まず、やまなし小水力ファスト１０は、平成２５年度から進められている取り

組みと聞いておりますが、今年度４月に運用開始された峡東水道第一、第二発電所とありますが、どのような施設か伺います。

高野電気課長　山梨市内の峡東地域広域水道事業団が管理する水道施設内の落差と安定した水量を利用し、２カ所で最大出力の合計が１３５キロワットの未利用エネルギーの有効活用を図る発電所であります。

猪股委員　今回２カ所の発電所を建設したことによる事業効果はどのようなものか、その辺について伺います。

高野電気課長　２カ所の発電所で、一般家庭３００軒分の電気を賄うことができる年間１０９万３,０００キロワットアワーの電力を供給し、年間７０９トンの二酸化炭素排出削減効果とともに、約４,０００万円の電力料収入を見込んでおります。現在、運用開始してから７カ月を経過しておりますが、おおむね計画どおりの発電を行っております。

猪股委員　成果説明書の中にある平成３０年１２月から建設を進めている西山ダム発電所はどのような施設になりますか、伺います。

高野電気課長　早川町内にある西山ダムでは、現在、ダムの放流水を利用した最大出力４９キロワットの西山ダム発電所の建設を来年度の運用開始を目指して進めております。発電所の運用開始により、一般家庭９０軒分の電気を賄うとともに、年間２３０トンの二酸化炭素排出削減の効果が見込まれております。

猪股委員　次に、やまなし小水力ファスト１０による今後の小水力発電所の開発計画はどのようになっているのか伺います。

高野電気課長　やまなし小水力ファスト１０につきましては、これまで５地点で合計３０６キロワットの小水力発電所の開発を行っております。一般家庭５６０軒分の電気を賄うとともに、年間１,４８０トンの二酸化炭素排出削減効果を生み出すこととなり、さらに甲州市内、大月市内など県内複数地点において、発電所の建設に向けた調査検討を行っております。今後は、国が議論を進めております固定価格買取制度（ＦＩＴ制度）の改正状況を踏まえ、採算性の確保が見込まれる地点については引き続き開発を進め、小水力発電の普及に努めてまいります。

猪股委員　私は、本県の恵まれた自然環境を最大限に活用できる小水力発電などを通じて、自立分散型エネルギーの導入を拡大していくことが必要であると考えております。今後も水力発電の開発を推進していくことを大いに期待しているところであります。そこで最後に、企業局の主力である一般水力発電の開発状況について伺います。

高野電気課長　現在、早川町内の保川地点において、最大出力９４０キロワットの保川発電所の建設を進めております。令和４年度の運用開始を目指し、水車発電機の製作などを行っているところであります。小水力発電と同様に、採算性の確保を見込める地点につきましては積極的に新規水力発電の開発を進め、クリーンエネルギーの普及と電力の安定供給、さらに本県電気事業の経営の安定化に努めてまいります。

猪股委員　　公営企業会計の中で唯一黒字になっている事業、これは水力発電の事業だと思っています。その中で、今後、設備投資、または経費とのバランスを注視していただきたい。ほかの会計の補助もしていますよね。この辺はいろいろな積立金、または環境保全事業の資金とか、子育て支援事業にもこの資金が流れていると聞いていますので、ぜひとも前向きに展開していっていただきたい。頑張ってください。よろしくお願いします。

（公営企業会計について）

古屋委員　　公営企業会計の企業局の電気事業会計の説明資料２ページについて伺います。その中で、電気事業会計における利益処分について、まず伺いたいと思います。

平成３０年度決算では１０億５，７００万円の利益が出ておるわけでありますけど、その電気事業剰余金処分計算書を見ますと、利益積立金、さらには建設改良積立金、地域文化振興等積立金にそれぞれ積み立てるとなっておりますけど、その基本的な考え方についてお伺いいたします。

小林総務課長　　利益処分に関します積立額の考え方でございますけれども、企業局では積立金の取扱要綱を定めてございます。利益積立金につきましては、電力料金収入の過去５年間の平均の２割を目標に積み立てることとしてございまして、その目標額まで積み立てるものでございます。

建設改良積立金でございますが、計画的に発電施設の改修を行うために、１２年間の長期改修計画を策定しているところでございまして、この間で見込まれます改修費用、あるいは減価償却費として内部留保されます資金なども考慮しながら、建設改良積立金の積み立て、あるいは取り崩しについても試算してございまして、その試算に基づき積み立てるものでございます。利益積立金と建設改良積立金への積み立てを除いた額を地域文化振興等積立金に積み立てるものでございます。

古屋委員　　その中で、最後におっしゃいました地域文化振興等積立金、９億円余を積み立てるということでございますけど、まずその必要性、そして地域文化振興等積立金を原資に一般会計２億５，０００万円ほど繰り出していますが、この繰出金はどのような事業に充てられているのか。また、これまでの一般会計への繰り出しの実績について伺いします。

小林総務課長　　今、３点御質問ございました。まず、地域文化振興等積立金への９億円の積み立てでございますけれども、現状、水力発電によりまして、電気事業は健全経営が続けられている状況でございますが、自然の恵みから得られました利益を子育て支援事業、あるいは環境保全事業などを通じまして、広く県民の皆様に還元し、県民福祉の向上、産業経済の発展に寄与することも、企業局の重要な役割と認識しているところでございます。したがいまして、発電施設を適切に維持していく中で、より多くを地域文化振興等積立金に積み立てたいということで、今回の案とさせていただいているところでございます。

それから２点目、平成３０年度に繰り出しました２億５，０００万円についてでございますけれども、この２億５，０００万円につきましては、子育て支援事業としまして第２子以降３歳未満児の保育料無料化事業、環境保全事業としまして富士北麓地域における自然保護等を図るための富士山レンジャー設置事業、地球温暖化対策事業としましてブドウを使った緑のカーテン事業やマイバッグ持参運動事業などの財源となっているところでございます。

また、一般会計への繰り出しの実績でございますけれども、平成１７年度から

平成２８年度までは毎年１億円、平成２９年度、平成３０年度は、やまなしパワーによる増収分も含めまして、2億５,０００万円を繰り出しておりまして、平成３０年度までの合計で１７億円の繰り出しを行ったところでございます。加えまして、今年度につきましては３億６,０００万円の繰り出しを行ったところでございます。

古屋委員　こうした事業を通じまして、県のそれぞれの施策を推進する上で、電気事業の利益が大変期待されているところであります。これまでの実績を踏まえて、今後の一般会計への繰り出しについての考え方についてお答えいただきたいと思います。

小林総務課長　現在企業局が供給しております電力につきましては、県内一般家庭の約４０％に当たります１３万軒分の消費電力量に相当するものでございます。したがいまして、まずは電力を安定的に供給し、健全経営を続けていくことが重要と考えているところでございますが、その健全経営を続ける中で、事業で得られました利益につきましては最大限県民の皆様に還元し、県民の福祉の向上に寄与してまいりたいと考えているところでございます。

古屋委員　ぜひ、大変自主財源が乏しい中で、本県はこの電気事業会計の利益というのは大変期待されるところでありますから、引き続き事業発展のために御貢献いただきたいと思います。

続きまして、温泉事業会計について質問いたします。公営企業会計決算審査意見書を見ますと、給湯量は年々減少している傾向が見られるわけでありまして、平成１７年度に比べますと３割近く減少している状況でありますが、その要因をどのように考えておりますのか、お聞かせいただきたいと思います。

小林総務課長　給湯量につきましては、全体の７割強を占めておりますホテル、旅館の動向が大きく影響しているところでございまして、平成２０年のリーマン・ショック、平成２３年の東日本大震災などによりまして、宿泊客が減少したことが大きな要因と考えているところでございます。宿泊客数は徐々に回復してきたところでございますが、多くのホテル等におきまして、循環式の温泉設備の導入などにより給湯量を節約している状況もございまして、減少傾向が続いていると考えているところでございます。

古屋委員　給湯量と比例して、温泉の収入というのも減少傾向にあるわけでありますけど、私たちが危惧するのは、やはり安定的な経営といいますか、それを維持していくためにどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

小林総務課長　観光振興、あるいは地域振興の観点から、温泉供給施設を耐震性の備えた施設とするための改修を進めてございまして、温泉の安定供給を図るとともに、温泉資源の保護と有効利用に取り組んでいるところでございます。また、配湯管の敷設がえ工事の際には保温性や耐久性の高い管への取りかえを進めてございまして、燃料費などの削減にも努めているところでございまして、健全経営を維持していくために、引き続き努力をしたいと考えているところでございます。

古屋委員　最後に、さまざまな経営努力をされていることについては十分理解したところでありますけど、収益の改善についてはどのように取り組んでいくのか。その考えを聞いて、私の質問といたしたいと思います。

小林総務課長　収益改善に向けての取り組みでございますけれども、昨年の１１月から給湯の新規募集を始めたところでございます。募集に当たりましては、給湯が可能な地域内のホテルや旅館、医療機関を中心といたしまして、訪問により勧誘を行ったほか、石和地区へのチラシの配布、あるいはホームページへの掲載を行ったところでございます。現在、数件の問い合わせもある状況でございまして、今後もこれらを通じまして収益の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

（公営企業会計の決算状況について）

望月（利）委員　主要施策成果説明書の１１ページ、再生可能エネルギーの安定利用の推進施策として、パワー・ツー・ガス（Ｐ２Ｇ）システムについてお伺いします。このシステムはＮＥＤＯの支援を受けて、平成３０年の６月に実証試験施設を整備し、民間企業と共同で技術開発に向けたデータ収集を開始したということでございます。どのような試験施設か伺います。

高野電気課長　この試験施設につきましては、パワー・ツー・ガス（Ｐ２Ｇ）システム技術開発の共同事業者であります東レが開発した最先端の材料であります電解質膜を用いて水素を製造し、その能力を検証するものであります。令和３年度から予定されている社会実証に向け、大型の水素製造装置の製作に必要なデータを取得してまいりました。

望月（利）委員　データ取得を行うための評価施設ということですが、試験の成果はどうだったのか伺います。

高野電気課長　当該施設による試験の成果につきましては、計画を上回る効率で水素を製造でき、大型の水素製造装置の開発に向けた技術の確認ができたことから、ＮＥＤＯに報告し、平成３１年１月に審査を受けた結果、引き続き技術開発を行うことになりました。

望月（利）委員　計画を上回ったということで、ＮＥＤＯの審査が通って、社会実証の実施が認められたことは本当によかったと思います。今後の事業スケジュールについて伺います。

高野電気課長　今年度から令和２年度にかけ、米倉山において大型の水電解装置と、それによって製造する水素を安全に貯蔵し出荷する施設を整備していきます。令和３年度から、米倉山太陽光発電所の電力を利用し、１年間の燃料電池自動車４５０台に供給可能な量のCO_2フリー水素を製造し、その水素を県内の民間施設で利用する社会実証を開始する予定であります。

望月（利）委員　まさに本県が水素エネルギー社会を目指していく上で、時宜を得た試験だと思います。この事業によりどのような効果が見込まれるか伺います。

高野電気課長　当該施設システムが完成し、太陽光発電の不安定な電力を利用し、安定的にCO_2フリー水素を供給するシステムが構築されることにより、再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。また、県内に技術開発及び実証研究の拠点を整備することにより、関連産業の振興を図り、CO_2フリー水素の利活用推進及び県内産業の活性化を目指してまいります。

望月（利）委員　まさに山梨のお家芸として今後展開、発展していくことをお祈りして、質問を終わります。

質　疑　　　　　エネルギー局、産業労働部、出納局、警察本部関係

（電話詐欺被害防止対策の推進について）

望月（勝）委員　平成３０年度の主要施策成果説明書並びに総合計画実施状況報告書の１０２ページに記載されている電話詐欺の被害防止策の推進について質問を行わせていただきます。

質問に入る前に、県警察の皆様には、日ごろより被害防止対策に対しまして多大な御努力と御尽力をいただいていることに、心から敬意を表す次第でございます。まことにありがとうございます。

最近の電話詐欺は非常に巧妙な手口で、中国やタイ、またフィリピンなど、外国に行って、外国から日本に向けて電話をしながら詐欺を行っている状況も見られます。そんな巧妙な手口の中で、県警察としても捜査は大変難しい状況になっていると思いますが、そのような中で、質問をさせていただきます。

まず、被害発生状況や主な特徴についてはわかりましたが、年々巧妙な手口になっている中で、大変であろうと思いますが、平成３０年度中の発生の手口をお伺いします。

宮川生活安全部参事官　平成３０年中に発生した主な手口につきましては、１つは、息子や孫、おいなどを語るオレオレ詐欺。２つ目は、警察官や金融機関、大手百貨店職員などをかたり、キャッシュカードをだまし取るオレオレ詐欺。３つ目は、メールやはがきを送りつけ、有料サイトの未納料金等の支払いを名目に、コンビニを利用して電子マネーをだまし取る架空請求詐欺が上げられます。本年に入りましても同様の手口によるアポ電が多数確認されておりまして、これらの手口による被害の発生を警戒しているところであります。

望月（勝）委員　近年、非常に高齢化が進んでいる山梨県でございます。そうした中で、高齢者、また女性を狙う電話詐欺とかオレオレ詐欺とか、いろいろな特殊詐欺も含まれているわけでございますが、そうした中で、平成３０年度中、さまざまな手口で県民の安全安心を脅かすような状況も出ております。そのような中、この発生を受け、平成３０年度にはどのような被害防止対策をしたのかお伺いします。

宮川生活安全部参事官　平成３０年中につきましては、電話詐欺に対する県民の皆様への注意喚起を図るため、「ふじ君安心メール」を初め、自治体の防災行政無線等各種媒体を活用した情報発信や、関係機関、団体と連携した広報啓発のほか、各種会合に出向いての防犯講話、被害に遭いやすい高齢者を対象の中心とした戸別訪問による防犯指導、高齢者の子供や孫世代への働きかけなど、電話詐欺に遭わせないためのさまざまな対策を推進いたしました。また、万が一電話詐欺に遭ってしまった場合でも、水際対策として金融機関やコンビニと連携して被害を食いとめる取り組みも推進してまいりました。

望月（勝）委員　さまざまなそうした対策を講じていただいている、特に金融機関とか、またコンビニ等においても、こうしたものを周知徹底していっていただくということで、

非常に御努力をいただいていることはありがたいですが、しかし皆様方の御努力にもかかわらず、なおこうして被害が増加している。また、金額的にも多い状況が出ております。こうした県民の貴重な財産を守るため、また卑劣な犯罪による被害防止のため、効果的な対策を粘り強く継続していくことが重要と考えておりますが、昨年の状況を踏まえ、抑止の観点から、今後どのような取り組みを推進していくのかお伺いします。

宮川生活安全部参事官　本年９月末の現状につきましては、暫定値でありますが、被害件数が５６件、被害金額が約７，７８５万円を認知しておりまして、前年同期と比較いたしまして、件数が１１件増加、被害額では約３，０６９万円減少している状況にあります。被害者を見ますと、６５歳以上の高齢者が４８名、全体の８６％を占めておりまして、依然として高齢者が被害に遭う割合が高くなっております。

このような状況を踏まえまして、県警察といたしましては、高齢者を中心とした被害防止対策を行ってまいりたいと考えております。具体的には、高齢者の特性に照らし、ポイントをわかりやすく理解していただくよう戸別ローラー的な巡回防犯指導を継続的に実施するほか、金融機関と連携したＡＴＭからキャッシュカードで引き出せる１日当たりの金額を制限する対策、これらを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

望月（勝）委員　非常に細かな対策を講じていただいておるわけですが、こういう対策が大きな実りを持つよう私どもも期待するわけでございます。取り締まりについては、これからもさらに県民の安全安心を重視した中で、よろしくお願いしたいと思います。

（クリーンネルギーの普及促進について）

久保田委員　主要施策成果説明書の１０ページのクリーンエネルギーの普及促進の事業の中では、地中熱利用普及セミナーや水素シンポジウム等の開催など、幾つかの事業が実施されたとのことですが、その中で、燃料電池バス試乗会の開催についてお伺いします。

ここ数年、地球温暖化が原因と見られる記録的な豪雨や暴風災害が世界各地で発生しております。地球温暖化対策として、排気ガスを排出しない電気自動車や燃料電池などの普及が世界的に進められています。ことし９月には、千葉県に上陸した台風１５号は、大きな被害をもたらすとともに、広範囲に長期にわたる停電を引き起こしましたが、この大規模停電の際、自動車メーカーが被災地に派遣した燃料電池自動車や燃料電池バス、電気自動車が非常用電源として大いに役立ったと伺っております。こうした状況を見ると、本県においても、低炭素社会を実現にするためにはもちろんですが、災害時にも有効な燃料電池自動車や電気自動車の普及をより一層推進すべきであると思います。

また、公共交通機関であるバス交通についても、こうした車両の導入に向けた検討が重要と考えます。そこで、本県で昨年実施した燃料電池バスの試乗会及び、それに関連した水素エネルギー社会実現の取り組みについて幾つか伺います。

まず１点ですが、燃料電池バスの試乗会において２３２人の県民の方が乗車されたとのことですが、具体的にどのような方が乗車されたのか。試乗会の実施状況についてお伺いします。

砂田エネルギー政策課長　燃料電池バスの試乗会につきましては、昨年の９月１５日から１９日までの５日間、トヨタ自動車から燃料電池バスのＳＯＲＡを借り上げまして、県庁から米倉山にあります企業局のゆめソーラー館やまなしまでの区間と、甲府駅

周辺を周遊する２つのコースで実施いたしました。ゆめソーラー館やまなしにおいて、太陽光で発電しました電気で水を電気分解いたしまして、水素を製造し、それを貯蔵、利用するいわゆるパワー・ツー・ガスの技術につきましても、参加者に見学いただきました。参加した県民の方からはバスの静粛性などが高く評価され、さらにドライバーの方からもスムーズな加速でとても運転しやすいというように、おおむねよい感触が得られたところでございます。

久保田委員　　燃料電池バスの導入に向けた県の動きについてですが、燃料電池バスを利用された県民や、実際に運転していたドライバーからは、高い評価があったと今お話がありました。それを踏まえまして、県としては燃料電池バスの導入に向けてどのような取り組みを行ったのか伺います。

砂田エネルギー政策課長　県で平成３０年３月に策定いたしました、やまなし水素エネルギー社会実現ロードマップにおきましては、目標年度といたしました２０３０年度までに、燃料電池バス１０台の導入を目標と設定しております。燃料電池バスにつきましては、コストやインフラ整備等の大きな課題がございます。このことから、昨年度からバス運営会社や自動車メーカー等の民間事業者の方々と燃料電池バス導入に向けた勉強会を開催し、さまざまな意見をいただいているところでありまして、今後も燃料電池バス導入に向けまして、研究を進めていくこととしております。

久保田委員　　今の説明で、２０３０年度を目標に１０台ということは、現在は１台も入っていないんですか。

砂田エネルギー政策課長　はい、今のところ、ゼロ台でございます。

久保田委員　　早急に実用化していっていただきたいと思います。

３点目ですが、燃料電池のモビリティーを含めた水素エネルギーの利用拡大を図るための県の取り組みについてですが、先ほど燃料電池バスの導入に向けた県の取り組みを伺ったところでありますが、温室効果ガスを一層削減していくためには、燃料電池自動車等を含め、水素エネルギーの普及は不可欠であります。県では平成３０年３月にやまなし水素エネルギー社会実現ロードマップを策定したところでありますが、水素エネルギーの利用拡大を図るための取り組みの具体的な内容についてお伺いします。

砂田エネルギー政策課長　現在、燃料電池自動車ですが、東京都では燃料電池バスの実用化がなされているところであります。一方で、県民の中では生活の中にまだなじみが浅いということで、さらに普及が必要だと思っております。このため、児童や生徒など若い世代を中心といたしましたワークショップや燃料電池自動車の試乗会を実施しております。また、県内企業や自治体等を対象といたしまして、水素エネルギー社会を実現していくことの意義などにつきましてシンポジウムを開催しているところでございます。さらに、太陽光発電を使い、製造の過程でもCO_2を発生させない水素をエネルギーとして利用いたしますパワー・ツー・ガスの事業の社会実証に向けた本格的な取り組みを開始しているところでございます。

久保田委員　　燃料電池自動車は割高ですからなかなか購入は難しいと思いますけど、今後は水素エネルギーが地球温暖化対策やエネルギーの供給の多様化に有効なだけでなく、災害時の電源喪失時の電力補給が行うことができる重要なエネルギーであり、

今後も水素エネルギーの社会の実現に向けて取り組んでいっていただきたいと思います。

（Ｕ・Ｉターン就職について）

猪股委員　成果説明書の１３ページと１６ページ、Ｕ・Ｉターン就職の促進について伺います。本県は大学などの進学を機に県外に出ていく学生が多く、県内企業の人材確保を図るためには、より多くの若者がＵ・Ｉターン就職することが重要と考えております。そこでまず、成果説明書１３ページの成果指標、県出身学生等のＵターン就職率とありますが、平成３０年度の実績が２６．５％となっております。この数字の算出方法はどういうものなのかお伺いします。

山岸労政雇用課長　Ｕターン就職率についてでございますが、東京、千葉、埼玉、神奈川の１都３県の大学等２７０校を対象にいたしまして、平成３０年３月に卒業した本県出身学生のＵターン就職に関する調査を行った結果によるものでございます。回答のあった１６９校に在籍する本県の出身学生１，７０７人のうち、県内にＵターン就職した学生は４５２人で、率にして２６．５％となります。

猪股委員　わかりました。

次に、成果説明書１６ページ、Ｕ・Ｉターン就職の促進について、やまなし暮らし支援センターは、東京圏の学生等の就職相談の拠点であると承知しています。Ｕ・Ｉターンの就職の促進に向け、具体的にどのような取り組みを行ってきたのかお伺いします。

山岸労政雇用課長　東京都有楽町にございますやまなし暮らし支援センターでは、専門の相談員を配置いたしまして、就職相談や求人情報の提供を行うとともに、都内で県内企業の就職説明会を開催いたしました。また、年間延べ２０７校の大学等を訪問いたしまして、本県出身学生の就職状況等について情報交換を行うとともに、本県出身学生が多く在籍する学校とＵ・Ｉターン就職促進に向けた協定の締結を行ったところでございます。さらに、本年度は新たに１４校と締結いたしまして、現在４４校の学生のＵ・Ｉターン就職に向けた積極的な取り組みを行っているところです。

猪股委員　次に、大学等を中心に取り組んでいることは承知しておりますが、Ｕ・Ｉターン就職をさらに進めるためには、東京圏の大学等の学生に対して、山梨県内の就職情報や、山梨県に戻って働き、暮らすことの魅力などを積極的に情報提供すべきと考えますが、どのような取り組みをしているのか、その辺に対してお伺いします。

山岸労政雇用課長　取り組みですが、協定締結校を中心に、学内で開催される就職相談会や大学の保護者会に職員が参加いたしまして、県内の就職情報や企業情報の提供を行うなど、出張相談を１１３回実施したところでございます。また、学生と県内企業の内定者との座談会を都内で開催いたしまして、県内企業を選んだ理由や山梨に戻るよさなどを先輩から直接聞く機会を提供するなどの取り組みを行いました。さらに、本年度は都内に２つ目の拠点となる、やまなしＵ・Ｉターン就職支援センターを開設いたしまして、相談体制の強化を図ったところであります。今後もＵ・Ｉターン就職の支援について、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

猪股委員　　　　引き続き、大学等と連携する中で、県外に進学した学生に対し、山梨県の企業で働くことのすばらしさをしっかりとアピールしながら、Ｕ・Ｉターン就職支援の充実を図り、本県の産業人材の確保につなげてもらうことを期待します。

（「買援隊」の支援について）
次の質問に移らせていただきます。
次に、「買援隊」の支援についてお伺いします。主要施策成果説明書５８ページ。まず、買い物弱者の問題は、高齢化の進展やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、特に中山間地域において重要な課題であると捉えています。県では、買い物弱者への支援策である「買援隊」活動促進事業費補助金により、昨年度は２市町村に対し支援したとしていますが、この２市町村とはどこで、どのような取り組みが行われたのか伺います。

古澤商業振興金融課長　実績は、韮崎市及び市川三郷町の取り組みです。具体的な取り組みは、韮崎市では、市が委託いたしました事業者が、毎週平日５日間で市内５８カ所を巡回して移動販売が行われるようになっております。この市が所有をいたします移動販売車に搭載される冷蔵設備の改修費に対して助成を行いました。
また、市川三郷町では、旧スーパーやまと六郷店に隣接をいたします駐車場におきまして、地域の有志が毎月第２日曜日に、買い物弱者対策として朝市を開催するようになっております。この朝市への集客に向けて町が実施いたしました開催チラシやのぼり旗の作成、町内の買い物支援ネットワークの構築に向けた勉強会などに要する経費に対して助成を行いました。

猪股委員　　　　次に、昨年度の執行額が予算５００万円に対して決算額４５万４，０００円。執行率は９．１％と極めて低く、残念な成果と言わざるを得ません。県として、昨年度はどのように取り組んできたのか。また、今後どのように取り組んでいくのか、その辺について伺います。

古澤商業振興金融課長　「買援隊」活動促進事業費補助金は、市町村が実施する買い物弱者対策を後押しするものであり、県では全市町村を訪問いたしまして、買い物弱者対策の取り組み状況をヒアリングするとともに、補助金の積極的な活用につきまして働きかけを行いました。市町村においては、デマンド交通などの移動支援に重点を置いているということもございまして、予算が確保できず、執行率が低い結果となっております。
県では、本年度から高齢化の進展などを見据えまして、市町村が買い物弱者対策と地域商業の活性化を連携して行うさまざまな取り組みに柔軟に活用できるようにということで、本補助金を商店街活力再生支援事業費補助金と統合いたしまして、新たに地域商業活性化支援事業費補助金を創設したところでございます。今後とも市町村や商工関係団体等と十分に連携をし、買い物弱者対策と、それから地域商業の活性化が合わせて進められるように積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

猪股委員　　　　移動販売などは、車両の導入費用や日々の燃料費などのコストに加え、売れ残りによる食品のロスも生じるため、その運営を支える収益を確保することが難しく、取り組みを断念してしまう事業者もいると聞いております。一朝一夕に成果に結びつくものとは思いませんが、買い物弱者対策は重要な課題であり、地域の実情や買い物弱者等のニーズに合わせ、柔軟に対応していただきたいと思います。先ほど答弁にもありましたとおり、買い物弱者の立場でいくと、この事業は予算

を組んでもなかなか利用できないということですから、先ほどの答弁の中にありましたとおり、ほかの事業と組んでいただいて、継続していただけることをお願いし、質問を終わります。

（中小企業に対する支援について）

大久保委員　　私は、中小企業に対する総合的な支援という角度からお伺いさせていただきます。御存じのとおり、この時期、大手上場企業上半期の決算が出て、非常に好調である。株価も、日経平均株価、ＴＯＰＩＸも堅調である中で、地方の中小企業、個人商店は厳しい状況が続いております。それで、昨年度に取り組んだ商工総務費でございますけれども、中小企業支援基盤整備事業費において、具体的な事業内容をまずお聞かせください。

雨宮企業立地・支援課長　本事業の内容でございますけれども、やまなし産業支援機構が行います県内中小企業向けの総合相談や専門家の派遣、企業情報の収集及び提供、販路拡大支援のための商談会や展示会への出展の支援などの事業経費と、それに伴います事業を行う職員の人件費等に対する補助を行う内容となっております。

大久保委員　　幾つかの説明がありましたが、その事業効果はどのようなものであったと検証されますか、お聞かせください。

雨宮企業立地・支援課長　中小企業者からの相談につきましては、ワンストップで対応することとし、経営に係る諸課題の解決を図るとともに、企業からの要請に基づきまして、労務、ＩＴ、ＩＳＯの取得等に関する専門家を派遣することにより、企業の経営基盤の強化が図られたところでございます。また、商談会につきましては、商談会実施後に新規取引の成約に至るケースもあり、販路拡大に寄与したところでございます。

大久保委員　　いろいろな対策をとられているということですけれども、県内も中小、零細企業、個人商店も含めて、非常に多くの数がある中で、それらを網羅した周知の方法はどのようにとられたかお聞かせください。

雨宮企業立地・支援課長　周知の方法でございますけれども、やまなし産業支援機構が行いますホームページ等で周知を図るとともに、相談に訪れた際に専門家の対応等によりまして相談を実施するとともに、必要に応じまして専門家を派遣するということで、迅速に対応しているところでございます。

大久保委員　　いろいろな企業がいろいろな角度からフォローアップいただいているということで、企業とか、この制度を活用された方の意見等を聴取されたのかということと、またそういった意見を受けて、今後の方向性に対する所見をお聞かせください。

雨宮企業立地・支援課長　やまなし産業支援機構が行いました相談及び専門家の派遣につきまして、一つ一つアンケートということは実施してございませんけれども、実施いただいた企業様からの意見を総括いたしますと、専門的なアドバイスをもらい今後の経営基盤の強化や販路拡大につながったという意見を多くいただいております。これを踏まえまして、県といたしましても、県内中小企業等が抱える諸課題を的確に把握し、迅速に支援していくことが重要であることから、本事業の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

大久保委員　　中小、零細企業、本当に地方経済はここ何年も疲弊し切ってしまっていて、そしてまた、消費税アップによる個人消費が伸びてないということと、また働き方改革等への労務対応等、コストもいろいろな部分で逼迫している状況が多い中で、そしてまた経営形態によっても違う中で、各種経済団体と連携をとり、そしてまた市町村とも連携をとる中で、今後もきめ細かいフォローアップをいただかないと、３月の決算を迎える中で、事業継承者がいないという以前の問題で、非常に厳しい状況でございますので、また今後ともぜひ分析された上で、中小、零細企業、個人商店のフォローアップを願いまして、質問とさせていただきます。

（女性の活躍支援事業について）

臼井委員　　主要施策成果説明書の１９ページの女性の活躍支援事業の中の⑥ソーシャルビジネスへの参入促進について質問をいたします。

まず初めに、本県における女性の起業及び創業の現状はどうなっているのかを伺います。

有泉新事業・経営革新支援課長　平成２９年度の国の就業構造基本調査によりますと、全国の起業者数は約４７７万１，０００人いらっしゃいますが、このうち女性は９２万２，０００人余りで、女性の割合は１９．３％となっております。一方、山梨県では、起業者数約４万人のうち、女性が６，０００人余りとなっておりまして、女性の割合は１５．７％でありまして、全国平均よりは低い値となっております。

臼井委員　　承知いたしました。全国より平均値が低いということでございます。

続いて、この事業では、新たな起業、あるいは創業や、雇用の創出につなげるために、ソーシャルビジネス等に関心の高い女性と先輩起業家との接点をつくる取り組みを行って、参入を促しているようでありますけれども、その背景と効果、そしてもし課題のようなものがありましたらお伺いをさせていただきます。

有泉新事業・経営革新支援課長　背景でございますが、社会的課題の解決にビジネスの手法で取り組むということは、地域の活性化に寄与するものでありまして、その担い手として、地域の身近な課題に敏感な女性の起業に期待をするという背景がございました。そこで、県では平成２８年度から、起業を目指す女性と金融機関等の支援機関や先輩起業家との交流会、これらを内容とする起業支援事業を展開してきたところでございます。

それから、効果という御質問がございましたが、本事業は平成３０年度には１１４人の参加がございました。成果としては、個人事業の開業届を提出した女性が１９人となっております。この中には、育児中の女性のためのテレワークのあっせんですとか、医療的ケアが必要な子供に向けたデイサービスといったソーシャルビジネス関連の事業もございました。

それから、課題という話がございました。起業する上での課題といたしましては、こちらは実際の事業実施時に伺った声ですけれども、女性は市町村ですとか商工団体、あるいは銀行などの金融機関、これらの支援機関に１人で訪問することが非常に難しいんですといった声がございました。このため、本事業の交流会などでは、支援機関担当者と女性の関係性を構築するところに重きを置いて実施してきたところでございます。

臼井委員　　わかりました。地域の活性化をするための事業ということで、理解をさせていただきました。

　また、この事業についてですけれども、本年度はどのような対応を行っているかを伺います。

有泉新事業･経営革新支援課長　この事業は平成２８年度から実施してきたと申し上げましたが、これまでは国中地域で２カ所のみの開催でありました。このため、郡内地域から御参加をいただくなどの御不便をおかけしてきたところでございます。このため、本年度からは開催地域を拡大いたしまして、県下の９カ所で講座を開催することとしたところでございます。女性の起業意欲を促進するため、こういうような取り組みを通じまして、きめ細かな事業を実施してまいりたいと考えております。

臼井委員　今回、２カ所の開催を９カ所にしていただけるということでありまして、山梨県の場合は若い女性の流出が非常に多いということを聞いております。やっぱり女性が活躍できる環境といったものをしっかりとつくっていくということは、これからの本県にとっても大変重要な課題なのではないかな、ポイントなのではないかなと思っております。１１４人が事業に参加しながらも、個人的にはまだ結びついていくことが多くはないかなと思っておりますけれども、開催場所をふやすことでより多くの、できれば特に若い女性の方々に関心を持っていただいて、進んでいければいいかなという思いがいたしました。

　また、私も研修で、これはソーシャルビジネスも関係してくることと思いますけれども、新たな移動通信方式の５Ｇというものが、来年の春から始まるということでございます。そんな話も聞きました。このサービスが展開されますと、例えば今のスマートフォンとかパソコンでの通信速度よりも１００倍ぐらいの通信速度であると聞いております。大変超高速な通信の方式ということで伺っておりますけれども、このサービスを使えば日本どころか世界中どこにいても十分な仕事の環境もできるということでございますので、こういったソーシャルビジネスとうまく連携をしながら、若い女性の方々にもビジネスチャンスというものがもっと生まれてくればありがたいかなと思っております。ぜひ引き続き多面的に女性の活躍を促進する取り組みを強力に押し進めていただければと思っております。

　以上で私の質問を終わらせていただきます。

（起業（創業）支援の充実について）

山田（七）副委員長　成果説明書１９ページ、起業（創業）支援の充実についてお伺いいたします。部局審査の際に起業家支援融資については説明を受けましたが、ほかに新規事業応援ファンドというものがあります。この２つの違いをまずお伺いいたします。

有泉新事業・経営革新支援課長　まず、起業家支援融資でございますが、こちらは新たに事業を始めようとする個人や会社を支援するための融資でありまして、県が金融機関等と連携して、低い利率の設定ですとか、信用保証料の一部を補助するものでございます。それから、お話にありました新事業応援ファンドでございますが、こちらは県商工団体､金融機関及び民間企業が合わせて３億１，９００万円のファンドを設立いたしまして、これを活用して、株式取得などの方法により投資をするものでございます。

山田（七）副委員長　この投資件数が３件とありますが、その投資先と支援額についてお伺いいたします。

有泉新事業・経営革新支援課長　平成３０年度の実績を申し上げますと、まず県内で電力小売事

業を行う新電力会社、ヴィジョナリーパワー株式会社と申しますが、こちらに５００万円。それから２件目、水素蓄電池を独自に開発いたしまして、次世代の蓄電池エネルギーシステム等の研究開発、製造を行っておりますエクセルギー・パワー・システムズ株式会社、こちらに３，０００万円。それから最後、３件目は、芸術作品ですとか文化財を独自の技術で高画質のデジタル記録を行いまして、そのデータの活用と高精細に復元したレプリカを製造して販売を行う、株式会社アルステクネ・イノベーションに約３，０００万円ということでございます。

山田（七）副委員長　このような企業に投資をするに当たって、県はどのような審査をしているのかお伺いいたします。

有泉新事業・経営革新支援課長　投資先企業の選定におきましては、企業の成長性ですとか、非常に専門的な判断が必要になります。ですので、このファンドの業務は、山梨中銀経営コンサルティング株式会社が運営管理を行っております。審査については、この会社におきまして、投資候補先企業の情報収集のほか、事業内容ですとか技術力、あるいは市場性の調査、面談による経営者の資質判断などを詳細に行いまして、資金調達の妥当性ですとか有効性も十分に検証いたしまして、投資決定を行っているところでございます。

山田（七）副委員長　この事業は、県内の起業・創業を目指す人に周知をしていると思うんですけれども、この起業家支援融資、これは６４件の実績があるんですけれども、それに比べて３件というのは少ないような気がするんですけども、どのような周知をしているのかお伺いいたします。

有泉新事業・経営革新支援課長　周知でございますが、事業概要のチラシを作成いたしまして、当課関連のさまざまな会議等で配布しております。それから、ホームページで制度などの周知を行っております。また、投資先が決定した際には、内容につきましてプレスリリースを行っているところでございます。

山田（七）副委員長　この投資した起業家に対しまして、創業後のアフターケアといいますか、相談体制、また当然投資ですから、投資したお金というものは返してもらわなくてはならないんですけれども、その償還はどのようになっているのかお伺いいたします。

有泉新事業・経営革新支援課長　創業間もない投資先企業は資金力のみならず、その成長を後押しすることが重要でありまして、委員御指摘のとおり、アフターケアが非常に重要であります。この点について、まずは先ほど申し上げた山梨中銀経営コンサルティングが定期的に経営状況等のモニタリングを行っておりまして、経営全般におけるアドバイスをしております。

さらに、私どもの課所管の事業であります中小企業経営革新サポート事業というのがございまして、こちらでも状況確認ですとか支援を行っております。具体的に申し上げますと、この事業では県内商工団体ですとか金融機関等の支援機関が一堂に会する連携会議というのを開催しておりますけれども、ここで企業へのアドバイスなどを行っておりまして、全ての企業につきましてこの連携会議に経営状況を報告し、必要な助言等を行っているところでございます。

それから、投資の回収といったお話がございました。こちらは、山梨中銀経営コンサルティングによりまして、回収可能な適時、例えば株式上場を投資先の会社がしたですとか、そういったタイミングにおいて投資証券を売却して、ファン

ドの組合員､投資をした県ですとか民間企業に分配しているところでございます。

山田（七）副委員長　このほかにも、ビジネスアイデアコンペというものがありますけれども、これに応募した件数、またこのコンペにどのような新しいアイデアが出て、それが起業・創業にどのように結びついたのかお伺いいたします。

有泉新事業・経営革新支援課長　平成３０年度の参加者は、２５組３０人でございました。内訳申し上げますと、部門がございまして、学生などこれから起業を目指すためのアイデア部門というのがあるのですが、こちらに１１組１４名。それから、既に事業を行っておりまして、新規事業の展開ですとか大企業との協業を目指す部門に１４組１６名が参加しております。

それから、起業に結びついたビジネスプランの例を申し上げますと、アレルギーなどの原因で食制限がある方がレストランに行きまして、スマホなどを使うとアレルギー食材を省いたメニューのみが表示され、安心してオーダーができるシステムの開発というのを提案したものがございました。それから、オーナーの高齢化等の課題を抱えるキャンプ場の運営を受託しまして、予約などのシステム化を図って省力化していくなどのサービスの提供などが、起業に結びついたビジネスプランとしてはございました。それから、もう１点申し上げると、新規事業に展開したプラン、これは人間が目で行っていたタイヤの検品作業ですね、傷があるとかないとか、これにＡＩを用いた画像認識により自動化したといった例がございます。

山田（七）副委員長　さまざまなアイデアが出て、それが起業・創業につながっていくという、非常に楽しみな事業であると思います。いずれにいたしましても、県内において起業・創業をしやすい環境、そしてまた支援体制の充実というのは、私は重要であると思います。また、それと同じぐらい起業・創業後のサポート、アフターケアも重要であると考えますけれども、今後起業家に対して１件でも多くこの支援というものを周知して、１件でも多い起業・創業につなげていっていただくとともに、アフターケアの体制づくりの充実というものにも力を入れていってほしいんですけれども、その辺の県の考えをお伺いいたします。

有泉新事業・経営革新支援課長　本年度６月補正予算ですとか当初予算でもそうですが、起業関係の新規事業で地域課題解決型の企業には補助金をお出しするですとか、あるいは若いときからの起業意欲を増進させるための事業なども新規で行っているところでありまして、今御質問いただいたような事業と合わせまして、総合的に委員おっしゃるようなそれぞれの起業家の実情に応じた支援をきめ細かく実施してまいりたいと考えております。

（交通安全施設整備について）

山田（七）副委員長　続きまして、歳入歳出決算説明資料の警の４ページ、交通安全施設整備についてお伺いいたします。これも部局審査のときにお伺いしたことですけれども、改めまして平成３０年度、県内における新設信号機の設置要望数と整備箇所数、また執行額についてお伺いいたします。

加々見交通部参事官　お答えいたします。平成３０年度の新設信号に係る要望数につきましては、全体で２６カ所、そのうち２０カ所に信号機の設置を行いました。また、２０基の信号機を設置するのに要した執行額は１億４，２８２万８，０００円であります。

山田（七）副委員長　この要望に対しまして、１００％の設置率ではございません。この要望箇所というのは、当然のことながら地元の皆さん方がこの交差点は危ないよという思いを込めて要望をしていると思います。また、最近の報道でも、宮城県におきまして信号機というものが、どうも設置がまだしてなかった交差点において、相次いで事故が起きました。私は、交差点の整備に関しましては、やっぱり信号機の設置というものが一番有効だと思っておりますけれども、この設置されない箇所の理由、また設置の今後の対応についてお伺いいたします。

加々見交通部参事官　信号機の設置につきましては、地域住民の要望等を受けた各警察署からの設置上申に基づき、交差点の交通量、交通事故の発生状況、道路形状や道路構造等の状況などを踏まえまして、その設置の必要性、妥当性、緊急性について総合的に検討しまして、設置場所を決定しているところであります。しかしながら、設置要望箇所の中には、カーブの連続や、トンネルの出口付近などのために見通しが悪い場所や、設置の必要性は認められるものの、信号柱を建てるスペースや歩行者が横断待ちをするスペースがない場所、また信号待ち車両の側方をすれ違う幅員が確保できない場所など、直ちに設置することが困難なところもございます。したがいまして、信号機の設置につきましては、交通の安全と円滑を図るため、必要性の高いものから順次事業を推進してまいります。

山田（七）副委員長　最近、県内等の信号機というものを見ますと、ＬＥＤ化が進んでいるような感じがいたします。そうした中で、県内の信号機の総数とＬＥＤ化率、合わせて県のＬＥＤ化の進捗状況というものは全国的に見てどのような位置にあるのか。また、その状況を県警としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

加々見交通部参事官　県内に設置されております信号機につきましては、平成３０年度末で１，８２６基、灯数で２万２，０９５灯であります。信号灯器のＬＥＤ化の状況は、県全体で信号灯器のうち１万３，６５４灯であり、整備率は６１．８％となっております。

　次に、全国的なＬＥＤ化の推進状況に対する山梨県の推進状況でありますが、整備率の全国平均は５５．４％であり、本県が６１．８％でありますので、本県の整備率は全国平均を上回っております。

山田（七）副委員長　県内の信号機のＬＥＤ化率というのは、全国的に見てもよいほうであるということが説明の中でわかりました。そこで最後に、信号機をＬＥＤ化にするメリットと、また今後の県内の交差点への信号機の整備方針についてお伺いいたします。

加々見交通部参事官　信号機のＬＥＤ灯器の効果といたしましては、信号灯器に西日が当たった場合、点灯しているように見える、いわゆる疑似点灯というものが防止できる、電力消費が電球式と比べて約６分の１程度であり、電気料が低減される、電球の寿命が半年から１年程度であるのに比べまして、ＬＥＤは８年程度と長寿命である、灯器の重量が電球式と比べて約４割と軽量化されており、これにより信号柱等にかかる負荷が軽減されることになり、信号機全体の長寿命化につながるといったメリットがございます。このように信号機のＬＥＤ化は非常にメリットの高い事業でありますので、今後も積極的な整備に努めてまいりたいと考えております。

山田（七）副委員長　最後に、私の地元でも多くの場所で、交差点に対して信号機を設置してく

れという意見を多く聞きます。そういった中で、予算の問題、またさっきの説明の中でも、物理的に設置ができない交差点というものがあるということを私も理解させていただきました。ですから、信号機がもし設置できない場合でも、交差点の安全性というものが担保できるような有効な手段、道路に標識をつけるとか、いろいろなことで安全の喚起というものが促されると思います。県内には危険箇所がまだまだたくさんあると思いますけれども、ぜひとも、しっかりとこの整備というものに取り組んでいただくことを心からお願いを申し上げまして、質問事項を終わります。

（県内就職対策について）

古屋委員　主要施策成果説明書の１３ページ、１６ページに関する県内の就職対策について質問いたします。まず、主要施策成果説明書１３ページの県内の大学等卒業生の県内就職率は３８．１％と低い状況にありますが、その要因は何か。また、どのような課題があると認識されているのか、お伺いしたいと思います。

山岸労政雇用課長　県内就職率ですが、基準値である平成２６年度よりも６ポイント減少しているところでございます。その要因といたしまして、現在の労働市場は求職者に優位な売り手市場となっておりますので、新卒者を中心に、条件のいい、また安定した大企業が集中する東京圏に就職する傾向が強くなっていると考えております。課題といたしましては、県内の数多くの優良な企業の存在や、その情報が若者に十分伝わっていないことなどが上げられますので、企業を知る機会をふやしていく必要があると認識しているところです。

古屋委員　これからの件は若干先ほどの猪股委員と重複する部分がありますけど、特に県内の就職する学生をどのようにふやしていくかというのが大きな課題であります。そのためには県内企業を、先ほど言いましたように、よく知っていただくことが極めて重要であります。そうした若者就職支援対策として、この１年間どのような取り組みをしてきたのか。また、成果はどうであったのか。その点についてお伺いしたいと思います。

山岸労政雇用課長　若者に対する就職支援といたしましては、県内外での就職フェアの開催や、ハローワークと連携したやまなし・しごと・プラザの運営などを行ってきたところでございます。また、県内の就職イベントや、企業情報を掲載したサイト、やまなし就職応援ナビや、メールマガジンの配信により、随時情報提供を行ってきたところです。このメールマガジンですけれども、昨年度９７８人の新規登録をいただいておりまして、現在トータルで２，９００人を超える登録をいただいているところでございます。さらに、学生の就職活動の重要な位置づけでありますインターンシップを推進するため、学生と県内企業との交流会の開催や相談窓口の設置などを行ったところ、そこに１７２件の相談がありまして、２９人の学生のインターンシップの参加につながったところでございます。

現在、学生など若者が就職情報を得る手段がインターネットやＳＮＳが中心となっておりますので、本年度につきましても、県のサイトを拡充いたしまして、県内の魅力ある企業を紹介する取り組みを進めているところでありまして、今後も効果的に情報発信を行って、県内企業について理解を深めてもらうように取り組んでまいりたいと考えております。

古屋委員　今お話がありましたとおり、メルマガやインターンシップなど、１年間そういったツールを利用した成果というのは、かなりそういう意味では出てきていると

思います。実は先般、農政産業観光委員会において、機械電子産業の経営者と意見交換をする場がありました。そこで言われていたのが、これはどこでもそうですけど、やはり人材不足。それともう１つは、コア人材、若い人材が全くない。もう１つ強く言われたのは、県内の企業を行政も学校側も訪れてない、全然わかってない、このことを強く経営者団体から言われました。したがって、来年度の課題として、こういったいわゆる人材なくして県内の産業は発展しないんだ、こういう強い認識のもと、しっかりこの辺も含めて取り組んでいただきたい。これは要望でございますけど、私たちも一生懸命、議会としてもそういった部分については働きかけていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

（山岳事故防止対策等について）

次に、主要施策成果説明書の２５ページ、山岳遭難防止対策等について質問いたします。

まず、日ごろから県警本部並びに各地域の警察署の皆さんについては、県民の安全安心、そして訪れる観光客の人命救助を含めて、大きな御尽力いただいていること、この場をかりまして御礼を申し上げたいと思っております。

さて、昨日、決算特別委員会が終わりまして自宅に戻りましたところ、たまたまニュースがやっておりまして、この山岳遭難については、全国的な発生が約３，０００件を超えるというような中で、本県は長野県、北海道、東京に次いで４番目に多く、過去最多の記録をした平成２９年を下回ったものの、高どまりの状態が続いているとお聞きしております。そこで、昨年の山岳遭難の発生状況について、まずお伺いします。

宮川生活安全部参事官　昨年、平成３０年中、県内における山岳遭難の発生件数は１４５件１７５名と、統計史上最多であった平成２９年の発生１６１件１８０名より、１６件５名の減少となりました。遭難者は県外の方が約９割、そのうち関東に在住される方が約７割を占めております。年齢別で見ますと、高齢者、６５歳以上の方が約４割を占め、遭難の形態では、滑落が約３割、道迷いと転倒が約２割となっております。遭難者の登山届の提出率が約３割という厳しい現状にあります。遭難の要因の多くは、体力、技量を過信した無理な計画や、天候に関する不的確な判断、不十分な装備などが上げられると考えております。

古屋委員　今、昨年の状況をお聞きしましたが、これだけ多くの山岳遭難をどのように抑えていくかということが重要な課題であると考えております。もちろん登山者の準備不足や備えに対する意識の問題があります。しかし防止対策として行政がやれるべきことは常日ごろからやっているわけでありますけど、さらに推進していかなければならないと考えております。そういったいわゆる注意喚起の看板の設置や登山道の整備等について自治体と連携しながら遭難防止に取り組む必要があると思いますが、その辺についてはどのように考えているのかお伺いします。

宮川生活安全部参事官　県警察といたしましては、過去の遭難発生状況や登山者の入山状況等を考慮いたしまして、登山道を管理する自治体等との連携の上、登山者からの情報提供や自治体との登山道合同パトロール等を通じ、登山道の目印となるピンクテープの樹木への結束や、一時的に倒木、枝の撤去を行うなどの応急措置を講じますとともに、登山道上の橋や看板の補修、新規設置等について、遭難防止設備等の装備拡充の観点から、随時自治体に働きかけを行っていきたいと考えております。

古屋委員　　いろいろなそういった取り組みをされているわけでありますけど、救助隊員について少しお伺いしたいと思います。救助をする側は、まさに命がけで、急な岸壁を登ったり、あるいは冬山の中で遭難救助に向かったり、さまざまな状況の中で活動されていると思っているわけでありますけど、県警本部を初め、特に県下の警察署の山岳救助隊の体制強化というのが必要だなと常日ごろから考えているわけでありますが、その辺の現在の体制と課題について県警としてどのように受けとめているのか、まずお伺いしたいと思います。

宮川生活安全部参事官　昨年、平成３０年３月、警察本部地域課内に、山岳救助に特化した山岳警備安全対策隊を新たに設置いたしまして、難易度の高い山域での救助活動や高度な現場判断、各警察署の救助隊に対する救助指導や訓練指導などを行うなど、体制の強化を図っておるところであります。そのほか、県の機動隊と県内１２警察署の中で体力、技量にすぐれた者２６名を本部直轄救助隊員として指定し、さらに各警察署ごとに署救助隊員計７３名を指定するなど、県警全体といたしまして合計１０４名の山岳救助隊員を配置しておりますが、一定の救助技術を持つ隊員に育成するためには少なくとも５年を要すると考えております。

また、苛酷な現場において適切な救助方針を立て、二次事故の防止を念頭に、迅速、的確に行動し得るリーダーの育成など、中長期的視野での隊員の育成が課題であると考えているところであります。

古屋委員　　最後の質問になりますが、今おっしゃられたとおり、全体では１００名を超える人材を救助隊に投入しながら、山岳救助に向けての御努力を日々やっていただいているわけでありますけど、幅広いわけでありまして、航空隊も常時８名体制の中でやっていると。その内容を聞いてみますと、いわゆる整備から始まって、運航して救助という、いろいろなパターンの中でやっているわけでありますけど、やはりそういった体制強化を図っていくためには日々の人材育成が必要だと思いますけど、今後の人材育成についてどのようなお考えで取り組んでいくのか、最後にお伺いしたいと思います。

宮川生活安全部参事官　警察本部地域課山岳警備安全対策隊が主体となりまして、年間計画に基づき、警備部機動隊や各警察署に所属する本部直轄救助隊員２６名を招集いたしまして、県警ヘリコプター「はやて」から救助隊員を降下させまして、要救助者を機内に下から収容するホイスト訓練や三ツ峠の屏風岩などでの登坂懸垂降下訓練、また八ケ岳における冬山救助訓練など、実践的な訓練を積み重ねております。その後、訓練を受けた本部直轄隊員が、各警察署において所属独自の訓練を随時行い、署救助隊のレベルアップを図るなど裾野を広げ、年間を通じて重層的に訓練を継続することで、県全体、県警全体での救助隊員の育成に努めておるところでございます。

古屋委員　　わかりました。いずれにしましても、これは永遠の課題でございまして、特に山梨県の場合は、先ほど一番先におっしゃられたとおり、９割の方が県外の登山観光に来られた方が遭難をしているという実態の中で、あらゆる面でぜひ県内外を問わずいろいろな対策を打っていただいて、山梨県に安心安全で来られるよう申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

（子供の貧困対策について）

小越委員　　ものづくり人材就業支援事業について伺います。産業労働部ですが、奨学金返済支援という立場からしますと、子供の貧困対策の一環として位置づけるべきだ

とも思います。

主要施策成果説明書の１４ページ、ものづくり人材就業支援事業について伺います。１３人の認定とありますが、部局審査では募集の枠は３５人と聞いています。なぜ少ないのか、原因について伺います。

小林産業人材育成課長　原因としましては、昨年度は好景気で、全国的に人手不足感が強まる中で、大学生等の都会志向や、給与や福利厚生面で大企業を希望する傾向が強いことなどが大きな要因と考えております。

小越委員　　ということは、昨年度だけのことでしょうか。この数年来の継続的なことですけども、応募者の人数、認定の人数、決定の人数は、わかりますでしょうか。

小林産業人材育成課長　認定の人数ですが、平成３０年３月に卒業しました学生ですけれども、認定は２３人でございます。昨年、平成３０年度、平成３１年３月卒業予定者の認定ですけれども、１３人でございました。本年度、来年３月の卒業予定の学生を今、募集しているところでございますが、今現在、認定が１７人でございます。

小越委員　　３５人に対して大体半分前後。枠が多いのに対して、少ないんです。これを拡大するように、もっと応募が来るように、何か検討している策はあるんでしょうか。

小林産業人材育成課長　募集をふやす検討につきましては、昨年少ない事情がありましたので、昨年７月から対象者を拡大いたしまして、日本学生支援機構の第一種奨学金、これは無利子の奨学金となりますが、これに加えまして第二種奨学金、有利子の奨学金の貸与学生も対象といたしました。

周知につきましては、本年度、リーフレットをわかりやすく見直しまして、東京のやまなし暮らし支援センターの就職相談員とともに、当課の職員も県外大学を訪問しました。また、県広報紙等でも周知をいたしました。この結果、本年度は９月までに、上半期で１７人を認定いたしました。さらに、下半期ですが、新たに大学における奨学金貸与者向けのガイダンスや、県内企業の説明会への参加や県出身者の学生寮への周知を行うことなどによりまして、本事業の一層の周知を図ってまいります。

小越委員　　有利子にも拡大したというのは前進だと思うんです。３５人の枠があるのですから、奨学金の返済にあえいでいる学生さんはたくさんいます。産業界からの原資だということは十分承知しておりますが、募集人数として３５人の枠があるのですから、奨学金返済に悩んでいる学生さんを、山梨に勤めてもらうことも含めましてもっと拡大する。そして、これを産業政策の立場からだけでなく、子育て支援、子供の貧困対策として位置づけ、さらに拡大することを求めて、質問を終わります。

（高齢者等の交通事故防止対策の実施状況について）

望月（利）委員　高齢者の交通事故防止対策について伺います。まず、歳入歳出決算説明資料の警４ページの長寿社会対策費の支出内容について伺います。

大森会計課長　長寿社会対策費の支出内容につきましては、高齢者ヘルパー３１８名分の謝金となります報償費が約９８万円、高齢者交通事故防止夜間反射材や高齢者対象リーフレットなどの消耗品等を購入するための需用費が約３０万円となっておりま

す。

望月(利)委員　高齢者の交通事故防止に対して支出されているということがよくわかりました。昨今、高齢者が運転する車がスーパーに突っ込むというような事件がたびたび報道されております。高齢者の交通事故防止は非常に重要でございます。平成３０年度中における高齢者による交通事故の発生状況について教えてください。

加々見交通部参事官　平成３０年中の県内におけます高齢者が関係する交通事故につきましては、発生件数１,２１５件、死者数１６人、負傷者７５７人と、前年に比べ、発生件数、死者数、負傷者数は減少いたしました。しかし、全死者数に占める高齢者の死者数の割合は４３．２％と、他の年代に比べ高い比率を占めております。

望月（利）委員　高齢者の事故というのが依然として高いということがわりました。
　次に、成果説明書の１３２ページ、ホームページ等による高齢者交通事故防止のための情報発信という部分について、具体的に教えてください。

加々見交通部参事官　情報発信の具体的な内容につきましては、県警ホームページにおいて、ドライバーに対し、高齢者を初めとした歩行者を保護する意識づけを図るため、「見る」「とまる」「ゆずる」の３るーる励行運動の呼びかけのほか、高齢者ドライバーに対する運転免許証の自主返納制度や自主返納者に対する各自治体の支援事業などについて紹介しております。また、ユーチューブの県警公式チャンネルにおいては、園児から祖父母に向けた夜間歩行中の反射材着用のメッセージ配信を初め、ツイッターの県警公式アカウントにおきましても、反射材の効果や運転免許証の自主返納について周知するツイートを掲載するなどの情報発信を行っております。

望月（利）委員　私も、県警のツイートにリツイートしたことがあります。さまざまな仕掛けをしていただいている、御努力をしていただいていることに敬意を表します。
　そんな中で、私の地元の鰍沢警察署がこういう、「ゆるキャン」というキャラクターを使ったポスターをつくっていただきました。これが非常に効果的といいますか、ちょうど時宜を得たものでございます。こういった仕掛けをしていただいて、交通ルールを守ろうという。そして、防犯ということで、啓発活動にかなり一役買っていただいている。私の事業所でも張りたいという方々がいます。そこで、このポスターのこれまでの発行枚数や掲示場所について教えてください。

加々見交通部参事官　鰍沢警察署が平成３０年中に制作しました「ゆるキャン」のポスターは、主に県内の峡南地域を舞台としたアウトドアなどに関する話題性のあるアニメでありましたので、地域の子供からお年寄りまでの幅広い層に、地域や家庭における共通の話題として取り上げていただいて、交通や防犯の意識高揚を図ることを目的に、鰍沢警察署の交通・防犯関係団体協力のもと、交通防犯標語を入れたポスターを１,０００枚制作しております。制作しましたポスターにつきましては、防犯と交通に関する２種類であります。
　掲示場所につきましては、管内の交番や駐在所の警察施設を初め、管内の小中学校及び高等学校、また自治体の関連施設や地域の自治会の公民館など、多数の人に見ていただける場所に配布し、掲示していただいております。また、委員御指摘のとおり、ポスターを目にした方々からは非常に好評を得ておりまして、鰍沢警察署管内に限らず、隣接する地域の宿泊施設や商業施設などからも要望を受けて配布しております。

望月（利）委員　これを制作するのに、非常にさまざまな努力とかハードルがあったと思います。しかし、今、御答弁いただいたように、非常に効果的であるということでございます。そして、山梨県は高齢化がかなり進んでいる地域でございます。そして、公共交通が比較的少ない県ということで、高齢者の交通事故防止に一役買っていただいているということでございます。そこで、高齢者等の交通事故防止対策に力を注いでいただきたいと考えていますが、今後の取り組み方針について伺います。

加々見交通部参事官　県警察では、高齢運転者に対する対策といたしまして、交通事故発生実態の分析に基づきまして、街頭監視活動や交通指導取り締まりの強化を初め、参加・体験・実践型の安全教育のほか、交通安全に関する情報発信に努めてまいります。また、本年４月から、高齢者の居住実態など、地域の実情に応じた重点エリアを定めまして、警察官が高齢者宅を訪問しまして、高齢者運転者に多い事故形態を中心に、運転する際の注意点についての具体的な指導や、加齢に伴う身体機能低下に対する注意喚起、家族を含めた運転免許証の自主返納の周知と活用の促進を図っているところであります。

さらに、高齢歩行者を交通事故から守る対策といたしまして、横断歩道の利用や道路横断の危険性に関する指導を初め、夜間外出時の明るい色の服装や反射材の着用など、交通事故の被害に遭わないための指導を行っております。

県警察では、引き続きまして、県、市町村及び関係機関・団体等と連携いたしまして、高齢者のための交通事故防止対策に粘り強く取り組んでまいる所存であります。

望月（利）委員　さらなる活動を期待しまして、私の質問を終わります。

※認第１号　　平成３０年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

討　論

小越委員　　認第１号平成３０年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

昨年度は後藤県政４年目、２月中旬からは長崎県政がスタートしました。河川のしゅんせつ工事の５カ年計画の実施や、第２子保育料無料化、高校入学準備金の継続など、評価すべき点もありますが、後藤県政のダイナミックやまなし輝きプランは、大きな成果を出すことなく終わりました。後藤県政が掲げたリンケージ人口については、昨年夏には６万５，０００人と発表されたものの、その根拠や数字の持つ意味が曖昧で、人口増加策とは言えず、県政に何の成果もなかったことは、主要施策成果説明書を初め、決算資料に全く記載されていないことからも明らかです。

後藤県政は、リニア駅周辺整備やスタジアム建設を拙速に進めました。いずれも根拠不明確で、熟慮をした検討とは言えません。

リニア駅周辺整備は、中間報告を出したものの、最終報告は出せず、周辺整備構想に費やした４，５００万円余りは泡となってしまいました。これは、1時間に２本停車するという、全く根拠のない県の希望的観測だけで、現実から大きくかけ離れていたからです。曖昧な数字であたかも実現するかのような構想を振りま

いた責任は重いものです。
　スタジアム建設は、長崎知事にかわった後に、検討会報告書が出されましたが、年間５，０００万円から８，０００万円の赤字が想定されるというものでした。これまでの建設ありきで進めてきた結果は、財政運営に目を背けてきたものでした。
　その一方で、重度障害者医療費助成は、窓口無料を廃止しても貸付制度があるからと、負担はふえないと言っていたにもかかわらず、貸付制度の利用は減り続けました。その原因を周知徹底がされたからと述べるだけで、なぜ貸し付けが減っているのか調査をせず、市町村との話し合いもせずにいました。窓口無料廃止で、受診抑制や助成制度から漏れていることになります。
　財政調整基金、県債管理基金及び公共施設整備事業基金の主要３基金は８６５億円と、全国でも上位の基金残高です。一方、歳出に占める公債費は１８．０％と若干下がってもその負担は大きく、土木費は前年の１５．７％から１７．２％と上昇しています。公共事業推進が大型開発に傾注となれば、今後も県の財政は悪化することは目に見えています。後藤県政の大型開発から方向転換する県政になることを最後に求め、討論とします。

望月（勝）委員　私は、認第１号議案平成３０年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに賛成の立場から討論をいたします。
　平成３０年度の決算につきましては、一般会計において、歳入面では実質県税が増加した一方、県債の減少などにより、決算額が前年度に比べ２３億円余の減少となりました。歳出面では、災害復旧事業費など投資的経費が増加した一方、人件費や公債費などの義務的経費の減少などにより、決算額は前年度に比べ１４億円余の減少となりました。この結果、実質収支は、前年度に比べ３，０００万円余減少し、２５億円余の黒字、実質単年度収支は、前年度の３億円余の黒字から２９億円余減少し、２５億円余の赤字となりました。
　将来を転じてみますと、国、地方とも厳しい財政状況である中、特に地方財政においては、今後見込まれる高齢化に伴う社会保障の増加や公共施設の老朽化対応に加え、頻発する大規模災害への備えなど、今後も財政需要は拡大するものと見込まれます。こうした中、財源対策として活用可能な主要３基金については、平成３０年度末残高が８６５億円であり、そのうち財政調整基金の残高は２０７億円となっており、この規模は全国１５位という比較的高い数字にあるものの、本県のような小規模な県においては、大規模災害の発生やマクロ経済の影響、さらには国におけるさまざまな制度変更による財政的な影響を受けやすいことから、今後も適正な規模を確保するとともに、財政状況を勘案して活用することとしております。今後も厳しい財政状況が続くものと考えられますが、このような中にありましても、事務事業の不断の見直しや経費削減を図るとともに、税の収納効率向上など、自主財源の確保と、その重点的な、効率的な配分に努めております。
　また、繰り越し制度の活用により、公共事業における年度当初の事業費の落ち込みを抑制し、年間を通じた事業量の平準化に努めるなど、予算執行に当たり工夫を行っていくことも見受けられます。執行部においては必要な施策を議決予算の目的に沿って、いずれも適切かつ効率的に執行され、県民福祉の向上が図られているものと認めるところであります。
　このようなことから、私はこの平成３０年度決算につきまして認定することに賛成するものであります。
　以上を申し上げまして、賛成の討論といたします。

採　決　　採決の結果、認定すべきものと決定された。

※認第２号　　**平成３０年度山梨県公営企業会計決算認定の件**

討　論　　なし

採　決　　全員一致で認定すべきものと決定された。

その他　・　委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以　上

決算特別委員長　　鈴木　幹夫